

高知学園大学

自己点検・評価報告書

令和 4 年 12 月

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 自己点検・評価報告書 | 3 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 4 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 8 |
| 【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】 | 11 |
| [テーマ 基準Ⅰ-A ミッション] | 11 |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] | 14 |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] | 18 |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 23 |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] | 23 |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] | 37 |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 51 |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] | 51 |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] | 60 |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 64 |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] | 66 |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | 70 |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ] | 70 |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] | 72 |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] | 74 |
| 【資料】 | |
| [様式 9] 提出資料一覧 | |
| [様式 10] 備付資料一覧 | |
| [様式 11～22] 基礎データ | |
| [様式 23] 法令遵守状況一覧 | |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 月 日

大学設置法人の長

高瀬 久志

学長

近森 憲助

ALO

生島 淳

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

＜大学設置法人の沿革＞

＜学校法人の沿革＞

| | |
|--------------|---|
| 明治 32 年 4 月 | 江陽学舎創立。 |
| 明治 36 年 4 月 | 江陽学舎を江陽学校と改称。 |
| 大正 5 年 4 月 | 江陽学舎に簡易商業科併設。 |
| 大正 7 年 4 月 | 簡易商業科を廃止して商業補修学校設立。 |
| 大正 7 年 12 月 | 乙種商業学校文部科学大臣認定。 |
| 大正 8 年 4 月 | 商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立。 |
| 大正 10 年 12 月 | 財団法人城東商業学校設立。 |
| 大正 15 年 3 月 | 城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格。 |
| 昭和 4 年 3 月 | 江陽学校廃止。 |
| 昭和 19 年 4 月 | 高知女子商業学校設立。 |
| 昭和 21 年 4 月 | 高知女子商業学校を橘高等女学校と改称。 |
| 昭和 23 年 3 月 | 新制度により城東高等学校、城東中学校設立。 |
| 昭和 26 年 3 月 | 財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更。 |
| 昭和 27 年 3 月 | 学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更。 城東学園附属幼稚園設立。 |
| 昭和 31 年 5 月 | 学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更。 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称。 |
| 昭和 31 年 12 月 | 高知小学校設立。 |
| 昭和 35 年 1 月 | 高知学園高知工業高等学校設立。 |
| 昭和 37 年 1 月 | 高知学園高知工業高等専門学校設立。 |
| 昭和 38 年 3 月 | 高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）。 |
| 昭和 39 年 3 月 | 高知学園高知工業高等学校廃止。 |
| 昭和 42 年 1 月 | 高知学園短期大学設置認可。 |
| 昭和 43 年 2 月 | 高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）。 |
| 昭和 44 年 2 月 | 高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称。 |
| 昭和 50 年 3 月 | 高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認。 |
| 昭和 55 年 12 月 | 高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可。 |
| 平成 7 年 4 月 | 高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。 |

高知学園大学

| | |
|--------------|-------------------------|
| 平成 9 年 4 月 | 高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置。 |
| 平成 26 年 11 月 | 高知学園短期大学附属認可外保育所設置。 |
| 平成 30 年 10 月 | 高知リハビリテーション専門職大学設置認可。 |
| 令和元年 11 月 | 高知学園大学設置認可。 |

<大学の沿革>

| | |
|------------|--|
| 令和元年 11 月 | 高知学園大学健康科学部設置認可。 |
| 令和 2 年 3 月 | 管理栄養学科を管理栄養士養成施設として指定。 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭一種普通免許状（家庭）、高等学校教諭一種普通免許状（家庭）。 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 栄養教諭一種普通免許状。 臨床検査学科を臨床検査技師等に関する法律施行令第 11 条に定める学校として指定。 |
| 令和 2 年 4 月 | 高知学園大学開学。 |

(2) 大学設置法人の概要

- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4 年 5 月 1 日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-------------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 高知学園大学 ¹ | 高知市旭天神町292-26 | 130 | 260 | 296 |
| 高知学園短期大学 ² | 高知市旭天神町292-26 | 210 (30) | 530 (30) | 496 (34) |
| 高知リハビリテーション専門職大学 ³ | 土佐市高岡町乙1139-3 | 150 | 450 | 443 |
| 高知リハビリテーション学院 ⁴ | 土佐市高岡町乙1139-3 | — | 150 | 1 |
| 高知高等学校 | 高知市北端町100 | 420 | 1,260 | 608 |
| 高知中学校 | 高知市北端町100 | 330 | 990 | 340 |
| 高知小学校 | 高知市北端町100 | 80 | 480 | 338 |
| 高知学園短期大学附属高知幼稚園 | 高知市北端町100 | 30 | 120 | 92 |

1 令和 2 年度開学。

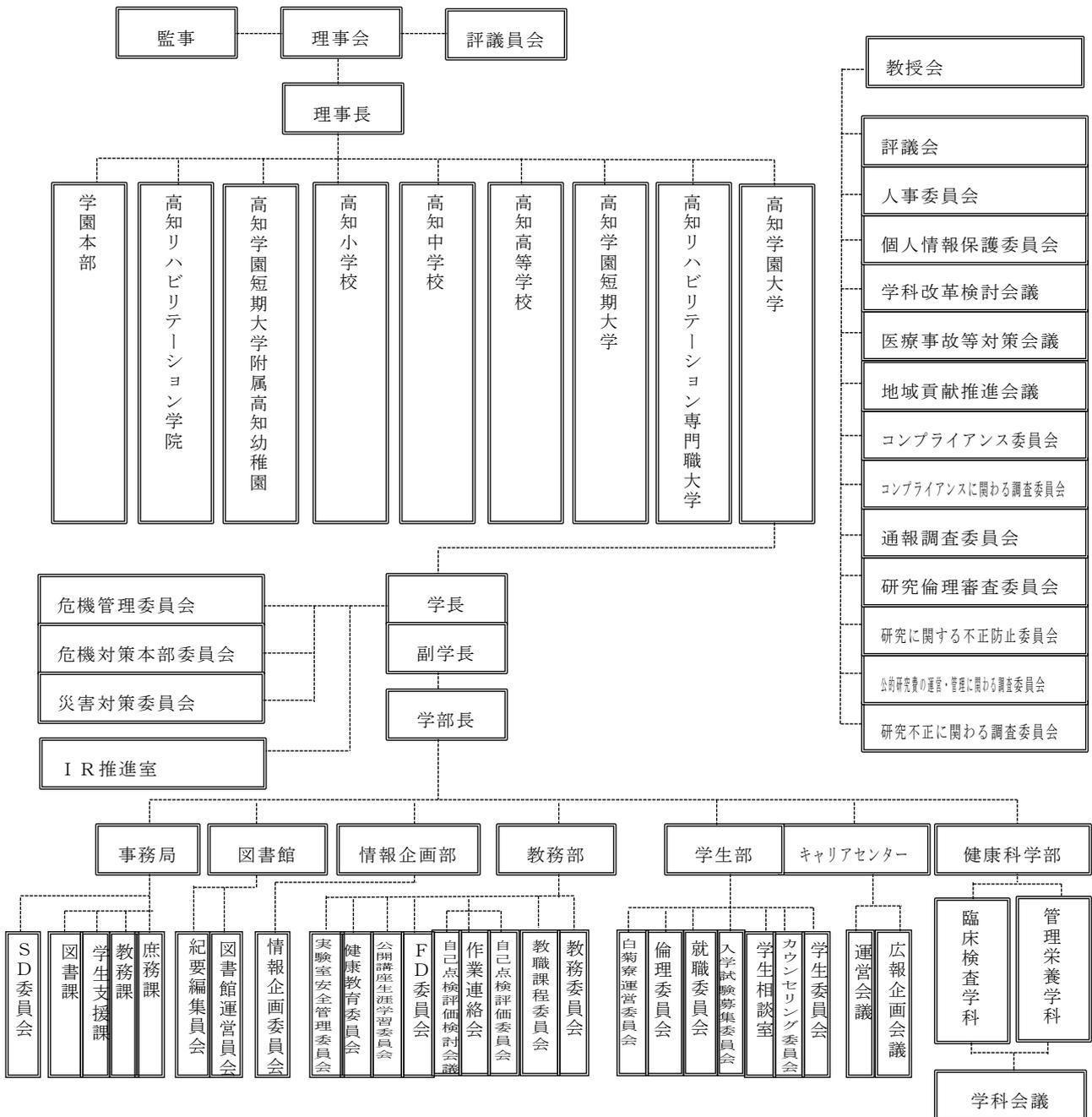
2 ()内は専攻科の学生数。生活科学学科、医療衛生学科医療検査専攻は平成 31 年度入学生までが在籍。歯科衛生学科は令和 2 年度入学生より在籍。収容定員は廃科を予定している学科の当該学年分の人数を除く。

3 平成 31 年 4 月開学。

4 平成 30 年度入学生までが在籍。

(3) 大学設置法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和4年5月1日現在



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 令和4年5月1日現在

健康科学部長： 近森 憲助

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

| |
|--------------------|
| (a) 改善を要すると指摘された事項 |
| なし |
| (b) 対応状況 |
| |
| (c) 成果 |
| |

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|--------------|
| (a) 改善を図った事項 |
| なし |
| (b) 対応状況 |
| なし |

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|----------|
| (a) 指摘事項 |
| なし |
| (b) 履行状況 |
| |

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和2年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。教職員

には高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会等では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。さらに、交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している（当該年度において）。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園大学研究倫理指針
- ・高知学園大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

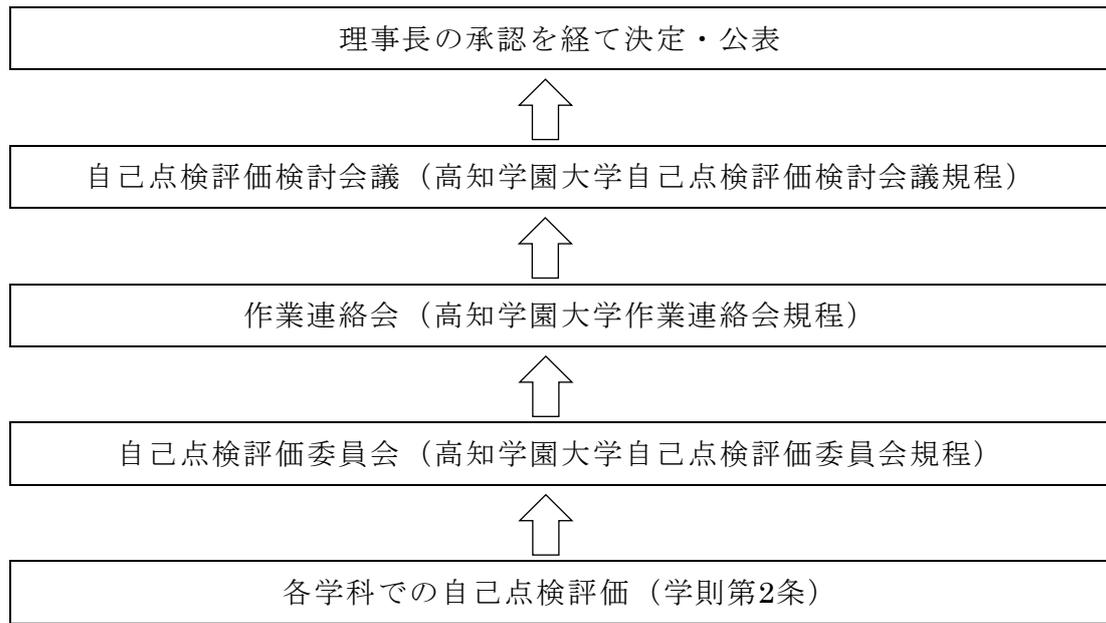
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

高知学園大学は、自己点検・評価委員会を令和2年に設置して以降、自己点検評価委員会として自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、教務部長を委員長とし、各学科教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の9名から構成されており、その事務は教務課が行っている。

| | |
|-----|--------------|
| 委員長 | 教務部長 |
| 委員 | 管理栄養学科教員（2名） |
| | 臨床検査学科教員（2名） |
| | 庶務課長 |
| | 学生支援課長 |
| | 教務課長 |
| | 図書課長 |

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



本学では、まず各学科・各部署で自己点検評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に高知学園大学自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、高知学園大学作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を高知学園大学自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書は印刷製本の後、全教職員へ配付するとともに、ウェブサイトで公表している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、本学における取組状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4年度を中心に）

令和4年

- 4月19日： 令和4年度第1回自己点検評価委員会
- 7月26日： 第2回自己点検評価委員会＝令和4年度報告書案の確認
- 8月30日： 第3回自己点検評価委員会＝令和3年度報告書案の確認、自己点検・評価活動の動向の報告
- 9月 6日： 第1回作業連絡会＝報告書案の検討
- 9月20日： 第4回自己点検評価委員会＝報告書案の確認
- 10月 4日： 第2回作業連絡会＝報告書案の検討
- 10月18日： 第3回作業連絡会＝報告書案の検討
- 11月 8日： 令和3年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書案の検討
- 11月22日： 第2回自己点検評価検討会議＝報告書の決定
- 12月27日： 理事長承認

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I -A ミッション]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2022、3 ウェブサイト「歴史」、
4 学則

備付資料 1 協定に関する資料、2 本学が実施した行事に関する資料①近隣清掃参加者、②臨床検査をのぞいてみよう、③イキイキ健康フェア、3 本学が参加した学外行事に関する資料①リレーフォー・ライフ・ジャパン高知2021、9 ウェブサイト「教員紹介」89 各学科会議議事録

[区分 基準 I -A-1 ミッションを確立している。]

＜現状＞

令和2年4月に開学した高知学園大学は、建学の精神をミッションとして位置付けている。建学の精神は、高知学園における教育の象徴である「世界の鐘」の精神が謳うところにある。世界の鐘は、昭和32年3月、教育の象徴として世界の「平和と友愛」の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻いていた。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ（以下、「平和と友愛」と表記）、この銘が本学の建学の精神である（提出-1、p.3）。この平和と友愛の精神に基づいて本学の教育目的を学則（提出-4）第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として平和と友愛を柱とした教育基本方針を高知学園大学の教育目的に関する規程第2条で定めている。

世界の平和と友愛は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業証書・学位記授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は建学の精神を象徴するシンボルとしても位置付けられている。本学の入学式では、配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載して学内外に表明することとしている。また、大学案内（提出-2、p.3～4）やウェブサイト（提出-3「歴史」）等も通じて学内外に表明している。全学生に対しては学生生活と履修の手引き（提出-1）で建学の精神を明示し、オリエンテーション時には建学の精神に基づいた学習成果と

教育課程を示すよう努めている。授業や日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛に貢献できる専門職者」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内においても、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。この環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。これらを通して、教職員及び学生は本学の教育・社会活動を通して「平和と友愛」を実現することを強く意識するようになり、それらの成果を建学の精神から考察することに取り組む。このように、教育研究活動も含め、日々の取組と建学の精神との関連を確認している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

高知学園大学では、地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を実施することとしている。その内容は、高知学園大学公開講座生涯学習委員会規程に基づき、各学科で企画して行うこととしている。本学における正規授業の開放に関しては、高知学園大学科目等履修生規程、高知学園大学卒業後研修生規程、高知学園大学単位互換の実施に関する規程等に基づき、必要に応じて開放することとしている。

また、本学開学前より前身の高知学園短期大学生活科学学科及び医療衛生学科医療検査専攻は、それぞれの専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行ってきた。例えば、医療、健康、福祉、栄養分野における知的・人的資源の交流連携を推進するための「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」や教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と教員養成の充実に努めるために『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結している。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるために、開学前から「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している。本学開学後も、これらの協定に基づく活動を継続している。

各学科の特性を活かした分野でボランティア活動を通じて、短期大学時代から教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。例年、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さの理解を深めている。本学も短期大学とともに参加することとしている（備付-2①）。また、毎月1回、休日の朝を利用して学生が本学周辺の住宅街を清掃する活動を行っている（備付-1①）。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、地域の栄養と健康の分野における貢献を果たすため、地域社会に対して公開講座の実施や生涯学習の機会を提供する計画を進めている。開学した令和2年度以降は新型コロナウイルス感染防止対策を優先しているため、学科事業計画の多くが初期の目的を十分に達成できていない状況にある。その中で、今後は行政や

他の機関等と連携して取り組む講座を開催することも検討し、一部では準備を進めている。

本学科所属の教員は、行政・産業・教育機関及び職能団体等との交流を積極的に図っている。教員の中には高知県内の地方公共団体における専門会議の委員や各種団体の役員等を委嘱されており（備付-9「教員紹介」）各種研修会や研究会議の際には指導や助言も行っている。

地域貢献に関しては、調理等が関係する授業における実習材料を高知県産のものを可能な限り使用することを通じて、高知県が進めている地産地消の施策に沿いながら、学生の「郷土を愛し、郷土に貢献する」信条の育成に取り組んでいる。また、所属教員と学生はボランティア活動にも取り組み、本学と高知学園短期大学の学園祭実行委員会主催による近隣清掃では、地域への感謝の思いを大切にしながら清掃活動に当たっている。令和3年度はコロナ禍のために実施回数が削減される中、学生7名、教員2名が参加した（備付-2①）。さらに、公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2021には本学科学生2名、教員6名が参加した（備付-3①）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、臨床検査学科では、前身の高知学園短期大学医療衛生学科医療検査専攻で実施してきた事業を継続させ、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習の企画・実施を予定していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実施できなかった。

高大接続の観点により例年実施していた高校生を対象とした体験実習「臨床検査をのぞいてみよう！」（備付-2②）は、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のために延期となっていた計画を令和3年度に予約制で参加人数を制限して実施した（参加者16名）。

「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」の締結を引き継ぐ形で、高知学園大学臨床検査学科も高知医療センター医療技術局と連携した活動を行っていく予定であったが、コロナ禍の影響で具体化できなかった。また、高知大学とは、2名の教員が附属病院検査部と検査技術や検査管理に関する協力、4名の教員が医学部と共同研究を行い連携している。

また、医療検査専攻として13年間継続してきたがん患者とその家族を支援するチャリティイベントのリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知を引き継ぎ、2年生4名、教員4名が参加し、学生はルミナリエパックにメッセージを書いてがん患者さんへ想いを伝えた（備付-3①）。また、地域貢献の意識・意欲を育てる取組として、学内で企画される近隣清掃活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で回数を少なくして実施され、2年生6名、教員2名が参加した（備付-2①）。また、地域との交流を意識したイキイキ健康フェアも同様の影響で学生の参加は叶わなかったが、教員3名が参加した。

<テーマ 基準 I-A ミッションの課題>

本学が内部質保証を果たすためには、建学の精神を実現する教育が展開されている

ことが求められる。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で建学の精神を吟味し、学生が振り返る機会を設けていくことが課題である。

地域・社会への貢献については、これまでの短期大学で培ってきた内容に科学的根拠に基づいた公開講座や生涯学習へ発展させることも必要である。ボランティア活動についても、短期大学時代から活動後の学習成果を査定するシステム作りに課題を残している。本学としても、短期大学と協働して地域の健康増進に寄与できるシステムを構築することが課題である。

<テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項>

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2022、3 ウェブサイト「教育目的」「教育基本方針」「学習成果」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」、4 学則、8 学生募集要項2022、9 シラバス

備付資料 4 高知学園大学規程集、5 ポリシー・マップ、6 シラバス作成に関する資料①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領、②シラバス確認について、10 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和 3 (2021) 年度]、32 授業アンケート結果集計資料、33 授業アンケート(質問項目)、34 授業アンケートに対する自己分析報告資料、87 各委員会議事録、88 評議会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、89 各学科会議議事録

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

高知学園大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-4）第1条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園大学の教育目的に関する規程第2条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）や大学案内（提出-2、p.8）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で表明している。

さらに教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園大学の教育目的に関する規程第3条（1）～（2）に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2、p.10・p.16）で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。このように、本学は大学設置基準第2条に基づいて「教育研究上の目的」を表明している。毎年度、各学科では進路決定状況や学外実習における評価、またボランティア活動等

を通じた地域・社会からの意見を参考に、教育目的に基づく人材養成の状況を学科会議で点検している。その上で社会の動向も踏まえ、本学完成年度を終えた後は必要に応じて教育目的等の改正を行うことを評議会等で点検することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、建学の精神に基づき、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力の養成と食・栄養・健康の専門家として情報発信できる管理栄養士を養成するため、教育目的を高知学園大学の教育目的に関する規程に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）やウェブサイト（提出-3「教育基本方針」）等でも学内外に示している。また、オープンキャンパスや入学前の進学説明会、入学生オリエンテーション等の機会を利用して、管理栄養士の職責や業務内容、活躍の場を示しながら、教育目的の理解を学生に浸透させるとともに、職業人としての自覚の醸成を図っている。その際、管理栄養士免許の取得を確実に実現するために、具体的制度の説明や継続して学び続けることの重要性を認識するよう取り組んでいる。さらに、管理栄養士国家試験受験資格の取得達成に向けた方策を、適宜に学科会議で総合的な観点から協議している（備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、建学の精神を支柱とするミッションに基づき教育目的を確立し、高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-4(1)-2）に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）や大学案内（提出-2、p.16）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で学内外に公表している。学生には、入学時の学科オリエンテーションで、学生生活と履修の手引きを参照して教育目的を伝え、4年間の大学生活で、現代医療に貢献できる専門的職業人として実践力を身に付けていくよう意識づけを行った。学科教員一同は教育目的・目標に向かって日常の教育を行っている。特に新型コロナウイルス感染拡大により臨床検査技師の業務が社会から注目されたことから、本学科の教育目的・目標の社会的ニーズへの合致の必要性は高い。令和3年度学科会議で点検を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

<現状>

高知学園大学では、建学の精神である「平和と友愛」を実現する人材を育成するための学習成果を示している。その目的は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させながら社会の発展に寄与するために必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力を獲得することである。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げている。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記し、学内外に表明している。また、入学式では学長が式辞の中で学習成果について述べることを通して、学生や保護者へも周知している。

学習成果については、全学的な内容を評議会点検し、その方針に基づいて学科会議で点検している。改正する際は評議会点検して学習成果を示し（備付-88）、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会（以下、「FD委員会」と表記）を中心に理

解を深めている（備付-87）。このように、学校教育法第83条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養の分野を通じて人々の健康と幸福に寄与する能力を獲得することで建学の精神を具現化するために、学習成果を示している。学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.6）やウェブサイト（提出-3「学習成果」）等で学内外に表明している。

本学科では、教育目的を達成するために必要な能力を学習成果として具体的に示している。その概要は以下のとおりである。まず、教育目的の「食・栄養に関わる専門的知識と技術の習得」を達成するための学習成果として「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用する」こと、また「健康維持・増進の重要性を理解する」目的を達成するための学習成果として「適切な情報を発信する」こと、さらに「多岐にわたる業務に貢献できる実践力」に関する目的を達成するための学習成果として「自ら課題を立て課題解決に取り組む」こと及び「自らの役割を果たす」ことの4点を示している。

以上に示した学習成果については、学科会議で達成状況や課題を取り上げ、教員間で情報を共有するとともに、定期的な点検と改善の方策を協議している（備付-89「管理栄養学科」）。また、学生個々の授業態度や生活状況に関する情報も教員間で連携して支援を行う環境を整えるとともに、学生の学習の到達状況や理解の定着の度合いについても定期的に学科会議で報告し合い、個々の学生の課題解消に取り組んでいる。

学生へよりよい授業の提供という視点から、学生からの授業アンケート（備付-32）を必ず確認し、自らの授業の分析（備付-34）を行い、具体的な改善点の発見とその対策を講じている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、大学としてのミッション及び本学科の教育目的・目標に基づき、臨床検査の専門的職業人を養成するため、学習成果を定めている。高い専門性、課題解決に向けた判断力、研究的視点や倫理的視点、コミュニケーション力の獲得を成果として求めることを、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19）や大学案内（提出-2、p.23-24）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記することで学内外に表明している。学生には、入学時の学科オリエンテーション、在学生オリエンテーションで、本学在学中に獲得すべき学習成果を確認している。また、学習成果の獲得状況についても学科会議で点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

高知学園大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-5）を作成し、教授会及び評議会で検証している（提出-25、備付-88）。この取組を通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-9）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深

いか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-6①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-87）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受け入れの方針については、学生募集要項（提出-8）にも記載して表明している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、三つの方針及び学習成果を検証するにあたっては、方針と学習成果との間の整合性の維持を重視している。併せて、学科会議での議論を重ね、管理栄養士国家試験の高い合格率を獲得するための点検に努めている。その際、管理栄養士に求められる今日的な社会的ニーズや能力等を教員間で確認するとともに、特に専門性に応じた部会を組織し、三つの方針に基づいた教育活動を推進している（以上、備付-89「管理栄養学科」）。また、ルーブリックを活用した知識・技能の定着度の測定についても研究している。

本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.6）やウェブサイト（提出-3「3つのポリシー」）にも明記されており、オリエンテーションや授業の中でも繰り返し学生に説明することで、その認識と理解が図られるよう努めている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、三つの方針とそれに基づく学習成果との関連を明確に示したポリシー・マップを定めている（備付-5②）。学科会議で、ポリシー・マップについて議論を重ねることで、三つの方針の策定の意図を確認している。各授業科目のシラバスは、大学全体に示される高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-6①）に基づき三つの方針を意識して作成されており、三つの方針相互の整合性と一体的運用による学習成果の具現化に繋がっている。臨床検査学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19）で明らかにし、入学時のオリエンテーション等で学生の認識を促している。大学案内（提出-2、p.23-24）やウェブサイト（提出-3「教育基本方針」）にも明記し、大学説明会での説明等を通し、学外にも発信している。入学者受け入れの方針については、入学前の意識づけを目的に、学生募集要項（提出-8、p.22-23）にも記載している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針については、全学的なポリシー・マップを作成した。今後は、ポリシー間の整合性を向上させるとともに、その過程で「平和と友愛」の実現に適した方針であるかを検証しなければならない。その取組が各学科でも反映されるよう努めていく。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、三つの方針の整合性を点検する上で活用するポリシー・マップ

の作成を終えていない。それゆえ、完成はもちろん、それぞれの検討課題においてポリシー・マップの活用と活動の充実を進めることが課題である。また、学習成果の獲得状況に格差が大きいことから、学生に適した教育方法を工夫することが継続課題となっている。なお、令和3年度の課題であった学習のレディネスの測定と教育活動への反映はまだ実現できていない。大学が把握する記録によると、本学科教員のFDが関連する研修への参加者数はあまり多くないことから（備付-10、p.32～36）、まずは各教員が学内外のFDに関する研修へ主体的に参加して学ぶとともに、教員間で共有してアセスメントの実施と授業改善へ活用することが必要である。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の三つの方針策定に当たっては、携わった教員間で十分な論議を重ねた。令和3年度は4年制大学発足2年目にあたり、臨床検査学科1.2年生、全教員が、高知学園大学の建学の方針・臨床検査学科の学習成果・三つのポリシーの関連を十分理解し、相互の整合性の実現に向け努めている。今後もオリエンテーションや学科会議等で機会あるごとにポリシー・マップを提示し、理解を深め、検証を行っていく。現在設定している教育目的・目標はこの点に見合うものと考えており、今後目的に基づく人材養成が、社会からの要請に答えられるものとなるよう完成年度まで定期的に点検していく。また、令和4年度に施行された臨床検査技師養成指定規則の改正に鑑み、令和6年度以降に国家試験を受験する学生のタスクシフト講習会を学内で実施する体制整備を行うとともに、教育効果の点検を継続していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料** 1 学生生活と履修の手引き、4 学則、5 高知学園大学自己点検評価委員会規程、6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程、7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程
- 備付資料** 8 高等学校からの意見聴取に関する資料、9 ウェブサイト「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」、10 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書〔令和3（2021）年度〕、12 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート、13 アセスメントプラン、25 授業アンケート結果集計資料、88 評議会議事録〔令和2（2020）年度〕、89 各学科会議議事録

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

＜現状＞

教育の質保証に当たり、高知学園大学は学習成果査定の手法を高知学園大学及び各学科のアセスメント・ポリシーに示し（提出-1、p.9・p.20・p.29）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（備付-8）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法とその基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-9）で示し、試験規程に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業の要件は学則（提出-4）第40条、資格取得については学則第43条に定めている。学内では学科会議やFD委員会、評議会、教授会等で査定している。

この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、大学設置基準及び資格取得に係る法令に則り教育課程を定め、学則には教育目的、高知学園大学の教育目的に関する規程には教育基本方針と各学科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それに従い、Doとして授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験やレポート、取組状況等で測定している。その上で、Checkとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。その点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取組や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育力の向上に努める。続いて、Actionとしては授業改善を試みた公開授業を実施することとしている。その結果、各授業から学科の学習成果獲得に向けた課題を全体で共有する意識を拡大するよう取り組むこととしている。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省や厚生労働省等の通知や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。また、本学は教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、第1期生卒業後には教員免許状の取得状況を他の免許・資格の取得状況と併せてウェブサイトで公表することとしている。さらに、本学は大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項各号に掲げる要件を満たし、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっている。ウェブサイト（備付-5「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書(様式第2号)」）では、それに関する情報を公表している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、アセスメントプランを作成し（備付-13②）、各レベルに応じて学習成果を査定する手法を有している。令和3年度には教職課程のカリキュラム改正に伴い、アセスメントプランを点検した上で一部の修正を行った。

シラバスに示した授業科目の到達目標に対する評価については、アセスメント・ポ

リシー（提出-1、p.6）に基づき、「専門的知識」や「課題解決」に関する学習成果については、定期試験や課題レポート及び演習、実習の取組状況で知識や技術の習得状況を測定することとしている。また「情報発信力」に関する学習成果については、発表やレポート等によってプレゼンテーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。さらに「相互理解・尊重」に関する学習成果については、学内・学外実習施設による実習や実験におけるグループ活動によるコミュニケーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。加えて、学外実習施設からの評価と事前事後の取組に対する評価等により、これらの学習成果の達成状況を総合的に測定することとしている。

教員は、高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書（備付-10）や学生の授業アンケートの結果（備付-25）を定期的に把握・点検し、授業改善のための PDCA サイクルが円滑に実施されるように、教員の教育力・指導技術のさらなる向上を目指している。また、各種関係法令の理解と遵守はもとより、各種の資格や免許の取得に係る最新の動向にも注目している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育の質を保証するために、アセスメント・ポリシーを示し、学習成果査定の手法を定めている（提出-1、「学生生活と履修の手引き」p.20）。ポリシーに基づいた評価を確実にを行い、卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するため、学科レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 段階で学習成果を点検し評価するアセスメントプラン（備付-13③）を策定した。アセスメントプランの内容は、特に授業科目レベルでの評価で具体化されている。各授業科目のシラバス（提出-9「令和 3（2021）年度」）に学習成果を意識した到達目標と測定方法を明示し、高知学園大学試験規程に留意した査定を行っている。本学科では、教育の質保証を証明するものとして、臨床検査技師国家試験の受験資格取得があるが、4 年修了時の国家試験受験で示される教育課程の結果を確実なものとするため、査定とその手法について学科会議で点検しており（備付-89「臨床検査学科」）、今後さらに点検を重ねていく。卒業要件と資格取得は学則（提出-4）に則っている。

アセスメントプランを効果的に運用して教育の質を担保するため、本学科では以下に示す PDCA サイクルの活用を図っている。Plan については臨床検査技師養成所指定規則に従って教育課程を定め、高知学園大学の教育目的に関する規程に本学科の教育目的を示した。さらに、各科目のシラバスに授業の目的と到達目標を示し、Plan を具体的に明らかにしている。Do としては、学内の講義、演習、実習を行い、試験、レポート、取組状況等で、学習成果を測定している。さらに Check としては、学生による授業アンケート結果（備付-25）で問題点を点検し、自己分析を行い改善報告書にまとめ、授業の見直しに努めている。また、学科教員は、全学的に催される FD 活動へ積極的に参加し教育活動への還元と教育力の向上に努めている。Action としては、授業参観や授業アンケートで指摘された反省点を分析し、改善計画を具体化する公開授業や報告書提出により今後の授業の向上を図り、本学科の教育の質を保証していく。

文部科学省、厚生労働省からの通達で、令和 4 年 10 月に施行される臨床検査技師養成所指定規則の改正に適切に対応する体制整備を行った。

文部科学省、厚生労働省からの通達、日本臨床検査学教育協議会からの情報により、関係法令の変更を確認し、法令を遵守している。令和 4 年 4 月に予定されている臨床

検査技師養成所指定規則の改正に向けた情報については洩れなく収集し、教育課程改正が滞りなく行えるよう準備を開始している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

さまざまなデータに基づいて内部質保証を高めるためには、IR推進室で各部局の情報を組み合わせて分析することのできるデータベース化が課題である。また、外部評価のシステムを構築するに当たり、法人外の高等学校等関係者による参加方法を検討することも課題である。さらに、コロナ禍で自己点検・評価活動を進めるにあたり、教職員は目の前の対応を優先しなければならないことから、点検後の改善計画を具体化する作業を後回しにせざるを得ない面があった。コロナ収束後も、他の職務等を自己点検・評価活動よりも優先しなければならない状況になることは予想されるがゆえ、現在の体制を見直すことも今後の課題になる。

令和3年度は、感染防止のために授業参観を中止とした。また、公開授業も感染の恐れがある場合には取組の成果を教員が分析して報告することに替えてもよいこととした。そのため、教育の向上・充実にに向けたPDCAサイクルはコロナ収束後に本格化することとなる。それゆえ、課題の改善と相互学習の充実に努める体制の実現が課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、基礎的科目や専門科目間において、学生が横断的かつ多層的に知識や技術を取得できるよう留意することが求められる。この取組が有効性を発揮するためには、学生の学習状況を把握しながら、教員側の教育、指導方法の工夫・実践とともに、学習成果達成状況の底上げに向けた教員同士によるコンサルテーションの推進や、専門職としての意識と自覚を高める指導方法の工夫が指摘される。そのためにも、各教員が自らの課題に適したFD活動の推進を主体的に図ることが課題である。

健康科学部臨床検査学科

4年制大学教育課程2年度を経て、今後、内部質保証を高めるためには、学内外から、本学科に関する様々なデータを収集し、それを分析することで課題を見出し、今後の改善につなげていく必要がある。また、学内で実施されている授業アンケートの回収率が低く、教員の自己分析を十分に行うためには、回収方法を検討していく必要があると考えている。

さらに、アセスメントプランの有効性を検証したうえで、到達度の低い学生の学習成果の向上を図ることが重要な課題である。PDCAサイクルの機能の充実に図り、学科会議等で情報を共有しながら、教育効果を上げていくことが求められる。令和4年度は、感染防止のために、教員間の授業参観と事後検討会の実施は見送りとなったが、CheckとActionの機能充実のために、今後の開催を目指していきたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2022、3 ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」、4 学則、8 学生募集要項、9 シラバス、10 行事予定表、11 時間割表、25 教授会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料** 6 シラバス作成に関する資料①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領、9 ウェブサイト「大学教員一覧」、10 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和3（2021）年度]、13 アセスメントプラン、31 GPA 分布一覧、33 授業アンケート（質問項目）、53 教員個人調書、54 過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の教育研究業績書、86 各種委員会の開催実績、88 評議会議事録 [令和3（2021）年度]、89 各学科会議議事録

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

＜現状＞

高知学園大学では、教育目的を達成した者に学士の学位を授与することとして卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）等で表明している。本方針では、学習成果の「知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「実践に必要な専門性に関する知識や技術」を身につける方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける方針を、「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」ために「責任感と倫理観」を身につける方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協力し学び続ける力」を身につける方針を示している。このように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

各学科においても、専門性に基づく学習成果と対応させて卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20・p.29）や大学案内（提出-2、p.21～22）、ウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）等を通じて学内外に表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条の2に基づいて公表している。

本学が授与する学士の学位は、学校教育法第104条の規定に基づく学位規則第2条に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は高知学園大学学位規程（備付-規程集50）に定められた名称である。これらの点より、本学の学科の卒業認定・学位授与

の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に通用性があるものである。卒業認定・学位授与の方針は、評議会（備付-88）や学科会議（備付-89）等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して人々の健康に貢献するという、本学科の教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針に基づき、学士（栄養学）の学位を授与することを学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20）等で示している。

本学科の卒業認定・学位授与の方針で示す「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に関する方針は、学習成果の「専門的知識の適切な活用」に関する能力と対応している。また「主体性及び多様な人びとに対応できるコミュニケーション能力」に関する方針は、学習成果の「適切な情報の発信」に関する能力と対応している。さらに「学び続ける力」に関する方針は、学習成果の「課題解決」に関する能力と対応している。最後に「責任感と倫理観」に関する方針は、学習成果の「役割を果たす」能力と対応している。

以上の方針に基づき、本学科の教育課程を修めることで、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許状、中・高教諭一種免許状（家庭）が取得可能である。そして、本学科で取得可能な免許や資格は関連法規に基づいた専門職であることから、本方針は社会的に通用性があるものである。本方針については、学科会議で定期的に点検している（備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれ学習成果、学習成果査定の方針に対応し、卒業の要件、成績評価・基準資格取得の要件を学生生活と履修の手引きに明確に示している（提出-1、p.20）。卒業の要件は、学則（提出-4）第40条、卒業認定に関しては学則第41条に明記されている。学位授与に関しては学則第42条により学士（臨床検査学）の学位を授与する。学位授与については卒業認定・学位授与の方針を定め、学内では学生生活と履修の手引きによって習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。学生にはオリエンテーションで説明し、学外に向けては、大学案内（提出-2、p.23～24）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）やオープンキャンパスで説明している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術を備える」は、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」に対応している。また、「課題を探究し、問題解決する実践力を身につける」は、「検査情報の収集及び分析評価能力」に対応している。さらに、「研究的視野を持ち、責任感と倫理観を身につける」ことは「医療従事者としての倫理観の獲得」に関する学習成果に対応している。「コミュニケーション能力を身につける」については「適切なコミュニケーション力」に関する学習成果に対応している。

本学科の教育課程を修めることで取得可能な臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、本方針は社会的にも通用性がある。本方針は学科会議で

定期的に点検している（備付-89「臨床検査学科」）。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

＜現状＞

高知学園大学では、教育基本方針の実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）や大学案内（提出-2、p.22）やウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等で公表している。

本学では、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して「専門的知識や技術の修得と実践力を育み、専門職者としての責任感や倫理観及び他の人々と協働する等の態度を身につけた人材を育成する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識と技能」を身につけるために「段階的に高めていく教育課程を編成する」方針を示している。次に「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力を身につける」方針を達成するため、「具体的な授業内容と到達目標を明確にし、さらに授業以外で学習すべき内容を明確にし、その成果を適切にフィードバックする教育」及び「学習への主体性を育む教育を実施する」方針を示している。また「責任感と倫理観」に関する方針を達成するため、「仲間と議論し協働することや、リーダーシップやチームワークを発揮して主体的に問題解決に取り組む教育を実施する」方針を示している。さらに「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につける方針を達成するため、「自覚と誇りを持ち、具体的な将来展望を描くことができ、学び続ける姿勢をもてる」教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.9）に基づいて客観的に評価することとしている。

さらに、各学科は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要については、学生生活と履修の手引きを活用しながら学生へ説明している。特に、学生が授業時間外でも学習を進めるよう取り組んでいる。

本学では単位の実質化を図るため、大学設置基準第27条の2に基づいて高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規を定めて実施している。なお、本学は専門職学科を設置していない。

成績評価は学則（提出-4）第36条、全学及び各学科のアセスメントプラン（備付-8）に基づき、試験やレポート、平素の取組状況等も総合して行っている。教育の質を保証するため、大学設置基準第25条の2に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-9）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施している。それでも到達目標を達しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学では、シラバスを高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-

10①)に基づいて作成している。シラバスには授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。また「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することも求めている。それゆえ、学校教育法施行規則第172条の2で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。授業時間は半期15回を実施した上で試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守している。なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、各学科の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する規程、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、教員の資格や教育研究業績を基にして専門性を判断している（備付-9「教員紹介」）。また、学科会議で教育課程を点検し、完成年度以降に見直しが必要な場合は教務委員会、さらには評議会等で審議することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して人々の健康に貢献するために医療や社会の様々なニーズに対応できる能力を獲得する方針を達成するために教育課程編成・実施の方針を示している。

まず、「管理栄養士の社会的な役割を理解し、知識と技術を活用する応用力・実践力を養う」教育の実施に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」と示している。次に「学生の主体性を育み表現力や傾聴力などを養う」教育の実施に関する方針は、「主体性及び多様な人びとに対応できるコミュニケーション能力」に関する方針と対応している。また「総合的に健康を学ぶ」教育の実施に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「学び続ける力」に関する方針はと対応している。さらに「管理栄養士の医療における役割や立場を理解し、他者と協働する」ための教育の実施に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「責任感と倫理観」に関する方針と対応している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.6）に基づいて客観的に評価することとしている。

本学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、管理栄養士として必要な食と栄養及び健康・福祉に関する専門的な知識と技術を体系的に学ぶために、大学設置基準第19条に則り、教養教育と専門教育から教育課程を編成している。教養教育としては教養・基礎科目より合計 34 単位以上を、専門教育としての専門導入科目、専門基礎科目・専門科目・家庭科専門科目より合計 90 単位以上、合計 124 単位以上が卒業要件となっている。その他に、栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）取得に必要な専門科目を配置している。

以上の方針で開設された教育科目を、管理栄養士指定規則及び教員免許法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、学習成果との対応をカリキュラム・マップに示して、オリエンテーションで学生に説明している。特に、管理栄養士国家試験受験資格を取得するための内容と意義を学生に分かりやすく説明している。また、単位の実

質化を図るため、前期及び後期の各期に学生がバランスよく履修科目を登録し学ぶよう、管理栄養学科における CAP 制に関する内規として単位数の上限を定め、その概要を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.6）示している。成績評価は、学則（提出-4）第 36 条、全学及び本学科のアセスメント・ポリシーに基づき、シラバス（提出-9）に示した計画を実行して到達目標が達成された場合に所定の単位を認定している。教育課程編成・実施の方針は、見直すべき点があるか否かを学科会議等で定期的に点検している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して編成し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19）や大学案内（提出-2、p.24）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）に明確に示している。本学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応して「現代医療に貢献できる臨床検査技師を養成する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術」を身につけるために「教養教育と専門教育の編成により、専門知識や技術の基盤を身につけ、実践力や応用力を養う」方針を示している。次に「課題を探究し、問題解決する実践力を身につける」方針を達成するため、「グループ活動他アクティブ・ラーニングを取り入れて他者との相互理解を深め主体的に学ぶ」方針を示している。さらに「研究的視野を持ち、責任感と倫理観」を身につける方針を達成するため、「卒業研究やその発表を通して、創造性、主体性、表現力及び倫理観を育む」教育を実施する方針を示している。さらに「コミュニケーション能力を身につける」ために「チーム医療における臨床検査技師の役割と多種職種連携の理解」するための教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.20）に基づいて客観的に評価することとしている。

教育課程は大学設置基準に基づいて編成されている。教育成果の「広い視野を持ち、臨床検査技師に必要な専門性の高い知識と技術」のために 1 年次には教養・基礎科目と臨床検査の専門基礎科目を学ぶ教育課程を編成し実施している。臨床検査技師がチーム医療の一員として質の高い医療を実践できることを目的に「チーム医療概論」を配置している。2 年次では、総合的な病態解析能力を身につけるために専門基礎分野と関連する領域の専門分野の講義・実習を編成し実施している。3 年次では、医療現場において実践的な技術と知識を習得し、チーム医療における臨床検査技師の役割を学び、学習成果の「倫理感をもって行動できる」「適切なコミュニケーション能力」を達成するために臨地実習を実施する。4 年次では卒業研究で医療人としての研究的視点を獲得することを目指す。4 年間通して卒業認定・学位授与の方針に対応する教育課程を編成している。本学科では、単位の実質化を図るため、臨床検査学科の CAP 制に関する内規に基づいて履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表している（提出-1、p.30）。成績評価は科目ごとに評価基準がシラバスに明示されており、それに基づき実施している。授業内での小試験、発表、レポート、授業への取組状況等を総合して成績評価を判定している。評価については、科目担当者の報告を受け、学科会議で確認し、厳格に適用している。

シラバス（提出-9）には、高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-10①）に基づき、必要事項を明示している。教員の配置については、大学設置基準及び臨床検査技師学校養成所指定規則に基づき、専門分野の主要科目は教育内容を教授するのに必要な経歴、専門性、研究分野を考慮し、また、臨床検査技師免許取得後5年以上の実務経験を有した教員を配置している。教育課程は日本臨床検査学教育協議会、日本臨床衛生検査技師会や臨床検査学教育に関連する学術団体等の動向を把握するとともに、医療及び生命科学の進歩にも注視して、定期的に学科会議で点検している（備付-89「臨床検査学科」）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

高知学園大学では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めている（提出-1、p.1）。この目的を達成するため、本学の教養・基礎科目の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、「社会的意義と役割を理解」することや「自ら学修上の問題に気づき、その原因を探求して克服しながら成長できる」こと、「課題を発見して分析し実践する力」の向上、さらに「キャリア教育」を通して社会に求められる教養ある人間を育成することを教育課程編成・実施の方針に示している。

教養・基礎科目の内容は、人間と文化の探究、現代社会の探究、自然科学の探究、地域と環境の探究、日本語科目、外国語科目、情報科目、キャリア形成科目、スポーツと健康の探究の区分から構成している。この多様な分野から教養・基礎科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、グローバル化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では大学設置基準第19条2に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。なお、令和3年度における教養・基礎科目の科目数と担当教員の人数については、表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養・基礎科目を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科会議で討議を交えながら検討することとしている。教養・基礎科目の効果について、令和3年度は組織的な検討は実施していないものの、授業アンケートの結果を参考に授業内容や方法の工夫を試みている。

表Ⅱ-A-3-1 各学科における教養・基礎科目の科目数と担当教員数（令和4年度）

| 健康科学部 | 令和4年度 | | |
|--------|-------|------|-------|
| | 科目数 | 本学教員 | 非常勤講師 |
| 管理栄養学科 | 31 | 5 | 21 |
| 臨床検査学科 | 30 | 5 | 21 |

[注] 1. その年度に開講した科目数（21科目は同時開講）
2. 教養・基礎科目の科目数

〔区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

<現状>

高知学園大学では学習成果に基づいて入学者受け入れの方針を掲げ、学生募集要項（提出-8、p.22～23）や大学案内（提出-2、p.23～24）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて積極的に公表している。

本学の教育科目は、各専門性の「知識と技術」を習得するためにいずれの学科でも学ぶ学生に共通して身につける能力は「熱心に学び、その成果を社会に貢献するために活用する」ことである。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門職者として求められる。そのためには「世界の変化や動向を分析し、進歩する知識と技術を求め続ける」ことができなければならない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「倫理的な観点に基づいて自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「新たな研究に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上のことから、本学で「知識と技術」を習得するために必要な意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学び、人々の健康に貢献することを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想を実現するために人々と協力し合うこと」が前提となる。このように、入学者受け入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。まず、総合型選抜入学試験は専願であり、各学科の入学者受け入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、自己推薦書と調査書、小論文及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取組、社会性を確認するとともに、専門分野に対する強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。

学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、文字通り指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）は、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学

者を選抜している。

一般入学試験では、受験生の学力を重視して試験を行っている。一般入学試験Aでは学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。一般入学試験Bでは小論文試験を課し、基礎学力を基盤とした論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

また、大学入学共通テスト利用入学試験では、大学入学共通テストの結果に、面接と調査書も踏まえて専門分野を学ぶために必要な一定の基礎学力と勉学への意欲を評価することによって入学者を選抜している。その他、社会人選考や留学生選考も実施している。

このように、本学の入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受け入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、可否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。以上の方針は、入学者選抜の概要として学生募集要項（提出-8、p.23）に明示して公表している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-8、p.21）。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、教務課にはアドミッション・オフィス担当を配置している。受験の問い合わせに対しては、入試専用連絡先を学生募集要項に明示し、学生支援課が懇切丁寧に対応している（提出-8）。広報についても学生支援課を中心に、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて活動を展開している。

本学の入学者受け入れの方針はオープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を説明している。また、高等学校関係者には高知学園短期大学と共同して、本学独自の説明会を高知県内3会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に学科会議や評議会、教授会で定期的に点検している（提出-25、備付-88）。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果を獲得することによって、食と栄養の分野から健康で豊かな生活に貢献する人材を養成することを目指して入学者受け入れの方針を示している。まず「基礎学力を持ち、謙虚な気持ちで学習に取り組む人」に関する方針は、学習成果の「専門的知識の適切な活用」と対応している。次に「社会貢献を目指す人」に関する方針は、学習成果の「適切な情報の発信」と対応している。また「健康で豊かな生活を心がけ実践している人」に関する方針は、学習成果の「課題解決」と対応している。さらに「主体的に学ぶために必要なコミュニケーション能力を有する人」に関する方針は、学習成果の「役割を果たす」能力と対応している。

以上の内容を示した入学者受け入れの方針は、学生募集要項（提出-8、p.22）、大学案内（提出-2、p.23）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー（入学者受

け入れの方針)」等で学内外に表明している。これらの内容は、進学相談会やオープンキャンパス等で受験者や保護者に、入試説明会では高等学校教員に周知を図っている。入学者選抜は、学生募集要項に示した多様な方法で入学希望者に対応している。すべての選考において、調査書等で入学前の学習成果の把握と評価と個人面接を実施し、入学者受け入れの方針に明示している食や栄養についての関心や将来管理栄養士として社会貢献を目指す意欲、コミュニケーション能力を有していることなどを評価基準としている。入学者選抜の概要は学生募集要項（提出-8、p.23）で表明している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の入学者受け入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果に対応している。臨床検査学科では、「専門性の高い知識と技術」に関する学習成果を身につけるため、「基礎学力と学習意欲」に関する方針を示している。また、「適切な判断」に関する学習成果を身につけるため、「社会貢献を目指す」方針を示している。さらに、「自ら活用する」学習成果を身につけるため、「知識や技術を学ぶ強い意志」に関する方針を示している。4点目では、「互いの尊重とコミュニケーション」に関する学習成果を獲得するため、「協調性や多様な人々とのコミュニケーション」に関する方針を示している。このように、本学科の入学者受け入れの方針は学習成果と対応している。

入学者受け入れの方針に対応した出願資格、選考方法等は大学案内（提出-2）・学生募集要項（提出-8）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）に明記している。また、オープンキャンパスや進路説明会でも示している。入学者選抜は、高大接続の観点や、入学を希望する多様な学生のために、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、AO入学試験（総合型選抜）、推薦入学試験（特別・公募）、その他、社会人選考や留学生選考を実施している。すべての選考において入学前の学習成果の把握と、評価を厳格に行い、特に個人面接を実施し、臨床検査への関心・意欲・態度を有していることを評価基準としている。これらについては学生募集要項に明示している（提出-8）。

入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせに対しては、学生支援課が中心となって対応し、対応できない情報や質問は臨床検査学科教員が対応している。大学見学、個人相談を希望する受験者にも学生支援課、臨床検査学科教員が休日でも対応できる体制をとっている。授業料やその他の入学に必要な経費については、学生募集要項（提出-8）に明記している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

<現状>

高知学園大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性に関する知識や技術」を身につける専門的能力として「必要な知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」こと（以下、「知識・技術」と表記）、「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける汎用的能力として「最新の知識を導き出し、適切な判断を下す」こと（以下、「適切な判断」と表記）、「責任感と倫理観」を身につける汎用的

能力として「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」こと（以下、「自ら行動する」と表記）、また「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につけるための総合的能力として「隣接・関連分野の人々からも意見を聴くことによって、相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」こと（以下、「役割を果たす」と表記）を示している（提出-1、p.8）。専門的能力は専門職者に共通する必要事項である。汎用的能力も専門職者として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

以上の学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している（提出-1）。最終的に、学習成果の達成を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示され、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技術」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、大学設置基準第19条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適用のものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバスに示している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取組状況さらには社会活動への取組状況等、多様な点を総合して評価している。学年が進行するにつれては、学外実習先からの評価も含まれるようになる。また「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取組状況、面談等、各学科で質的データを中心に測定している。以上の学習成果は学生へフィードバックされ、学生の自己分析も推進している。

なお、授業への出席は全て行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学則に定めた学習時間を充たすよう、学生生活と履修の手引きに明記して指導している。その上で高知学園大学試験規程に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補習で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-4）第34条～第36条や教育基本方針に基づいてアセスメント・ポリシーを示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.9）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、アセスメントプラン（備付-8）を策定して実行している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科の学習成果は三つの方針と対応しており、獲得すべき能力は明確である。その達成を証明する主なものとして管理栄養国家試験受験資格があり、その目的に沿って教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス（提出-9）に明示

し、具体性も明確である。

シラバスでは各教育科目の到達目標と評価方法・基準を示し、学習成果は達成可能なものとなっている。また、授業計画を半期あるいは通年にわたる各回の実施計画を具体的に示している点からも一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果は、各教育科目でアセスメント・ポリシーに基づいた評価基準を設定し、アセスメントプランに基づいて教育活動を展開するよう取り組んでいる。特に、令和5年度に輩出する第1期の卒業生に対しては、管理栄養士国家試験合格者を100パーセントにするために、各学年の学期末に学習した分野について管理栄養士国家試験を想定した模擬試験を行い、それまでに獲得された学習成果の評価をしている。なお、基礎学力が不足する学生に対する指導を徹底させることを目標に学科内に部会を立ち上げ、学習成果の獲得を保障するよう支援している。また、本学科において取得可能な免許である栄養教諭および家庭科教員採用試験受験率と教員採用試験の1次合格者及び2次合格者数を増やすための支援対策もあわせて実施している（以上、備付-89「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の学習成果は、「学生生活と履修の手引き」（提出-1、p.19）及び大学案内（提出-2、p.21～22）に具体的に明記しており、4年間で獲得が可能である。分野は基礎（38科目）、専門基礎（31科目）、専門（44科目）からなり、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」、「検査情報の収集及び分析評価能力」、「医療従事者としての倫理観の獲得」、「適切なコミュニケーション力」の達成に重要な講義、演習、実習を1～4年次に体系的に配置している。学生の主体的な学習を促すために、シラバス（提出-9）に各教科で授業時間外に必要な学習内容と時間を設定し、さらにCAP制（提出-1、p.30）も導入している。学習成果の測定はシラバスの評価方法・基準に沿って行っている。

臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、臨床検査技師免許取得は社会的に通用性がある学習成果の測定となる。

[区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<現状>

高知学園大学における学習成果の測定としては、各学科の専門性に基づいたデータが中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程に基づいてGPAによる評価を導入し、その分布状況を分析している（備付-31）。また、単位取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、内容によっては評議会で審議することもある。学位取得率、免許・資格の取得率については、第1期生卒業時に審議する予定である。また、国家試験の合格率からも、第1期生卒業後には当該学科の教育指導体制として点検することとしている。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授

業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

卒業後の学習成果に関しては、第1期生が卒業した後に速やかに実施できるよう、全学科で進路先の雇用者に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用する体制を準備している。同窓生への調査も同様である。

本学で組織的なインターンシップは行っていないが、インターンシップに類似する取組として学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用する必要がある。また、卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、学科や就職委員会等で点検することとしている。さらに、在籍率は、特に休退学者の状況を教授会・評議会で学習成果獲得の指標として把握し分析している（提出-25、備付-88）。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて、順次ウェブサイト等で公表することと表している。また、学習成果を分析した概要については高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-10）で公表している。卒業時アンケート調査についても、第1期生が卒業する時期に実施できるよう準備を進めている。学習成果の評価は、FD委員会を中心に各種委員会や学科会議で点検し、評議会では内部質保証を高める議論を通じて検証し、最終的には教授会で共有している。学習成果の評価を適切に進めるため、高知学園短期大学アセスメントプラン（備付-8）も策定している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科における学習成果の測定は、GPAにて経時的に評価している。管理栄養学科におけるCAP制に関する内規において、GPAが2.5以上の学生に対しは、CAP制で定める上限の年間48単位を超えた履修を可能としている。その他、学科で実施している習熟度試験や業者による模擬試験の結果も、学習成果獲得状況の測定として活用している。第1期生卒業後は、管理栄養士国家試験合格率、栄養教諭及び中学校・高等学校教員免許状（家庭科）取得率を審議し、教育指導体制を検証することとしている。本学科で測定された学習成果の中で、GPAの測定結果やその推移に関する情報は、高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-10、p.137～141）や高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック（備付-24、p.20～22）で示している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の学習成果は、シラバスに明記された授業の目的、達成目標に基づき、各教科の評価方法・基準に沿って質的・量的に測定している。また、グレードポイントアベレージ（GPA）を算出し個々の学生の成績、単位取得率を学科会議で点検している（備付-89「臨床検査学科」）。また、教員は学生と定期的に面談し履修から進級、ひいては卒業に至る指導を行っている。さらに、授業アンケートの評価内容である「学生自身の取組」は、評価段階が5段階となっており（備付-33）、科目ごとの学生の自己評価として、学習成果の量的測定につなげることができる。

臨床検査学科では臨床検査技師国家試験受験資格、健康食品管理士、バイオ技術者、遺伝子分析科学認定士、医療情報技師の認定試験の受験資格が取得可能であり、合格率は学習成果の測定に活用できる。なお、令和3年度の在學生は1年生ならびに2年生のみである。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

<現状>

高知学園大学では、まだ卒業生を輩出していないことから、卒業後評価はまだ実施していない。特に、本学各学科の専門性は明確であることから、学外実習先が卒業生の就職先になることも多いと予想される。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による訪問に加え、各学科も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関連団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、1期生を輩出する時期が令和5年度を予定しているため、卒業後の評価はまだ行っていない。現在、臨地実習の巡回指導時に、実習先に卒業生がいる場合に評価を聴取することも含めた実施方法について検討中である。また、聴取内容を本学科の教育活動へ反映する仕組みについても、学習成果や三つの方針との関連を吟味しながら、各部会で検討している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、まだ卒業生を輩出していないことから、卒業後評価はまだ実施していない。現在、実施のあり方を検討している。また、卒業生の進路先は実習先であることが多くなる。それを利用して、各教員が学生の実習の巡回指導時に評価を聴取することとしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学ではGPAの分析は経年的に実施できていないため、今後進めなければならない。その際、CAP制との関係についても検討することが必要である。教育課程編成・実施の方針に示した「主体的に問題解決に取り組む教育」に適した水準を実現する上で適切な履修状況を整備することが課題である。

シラバスについては、卒業認定・学位授与の方針との関連が記載されていない科目も多い。完成年度以降のシラバスでは、この課題を克服できるよう準備を進める体制を整える必要がある。

入学予定者に対しては、今後も入学前教育や入学直後のオリエンテーションを含めた初年次教育の在り方を工夫して、教育効果の向上を図る。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、在学生オリエンテーション時に、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.6）を使用して卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針、アセスメント・ポリシーや履修に関する内容を説明し、これらの方針の達成、及び専門職の資格取得に向けて学習するよう指導している。しかし、学生の理解状況に鑑みると、学生がつまづきやすいポイントとなる学習内容と教育課程編成の段階性や系統性の適正を分析しながら、学生の理解度をさらに高める指導方法を各教員が改善するよう取り組むことが課題である。また、GPAの状況についても、時期によっては改善を要する状

況が見られる。それゆえ、その期間の教育科目だけでなく、前段階にあたる関連科目における学習成果の獲得状況や入学前の準備に関する指導も含めた系統的・連続的な達成を目指す改善が必要である。習熟度試験等の結果についても、得点率の低い学生をいかに高めていくか、その具体的な指導方法の確立が課題となっている。なお、国家試験の合格率については、卒業生の輩出が令和 5 年度であるため、検討分析はまだ行っていない。今後も、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針、及び入学者受け入れの方針の見直しを図りながら学外に向けて学科の特色を周知することで、在学する学生数を安定的に確保するよう努めていく。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科において、三つのポリシーの内容を学内外に表明し、オリエンテーションで説明もしているが、学生側の理解が進んでいないように思われるため、理解させる取り組みが必要である。学習成果の到達度の低い GPA 値が 2 未満の学生にはその原因と対応をともに考えるため、担任との面談を行い重点的な指導を行っているが、学生の学習への奮起を促すことが難しくはっきりとした効果が得られていない。今後、臨床検査技師国家試験合格という目的意識をはっきりさせ、指導を強化していく。

令和 4 年度の新カリキュラムの施行に向けて内容を精査し、効果的なカリキュラムとなるよう検討を重ね、学則改正に向けて準備を行っていく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

高知学園大学は令和 2 年度開学のため、内容によっては「点検・評価の観点」に関する取組ができていないものもある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料** 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2022、8 学生募集要項2022、9 シラバス、10 行事予定表、11 時間割表、12 大学案内2021、13 学生募集要項2021、25 教授会議事録 [令和3 (2021) 年度]、
- 備付資料** 2 本学が実施した行事に関する資料①近隣清掃参加者、9 ウェブサイト「ポータルサイト」、10 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書 [令和3 (2021) 年度]、32 授業アンケート結果集計資料、28 合格者への配付資料一式、29 オリエンテーション資料一式、33 授業アンケート(質問項目)、34 授業アンケートに対する自己分析の報告、35 授業参観、36 授業参観アンケート、37 事後検討会報告書、38 授業改善計画報告書、39 授業改善に向けた公開授業の進め方、40 授業改善に向けた公開授業計画書、41 公開授業事後検討会報告書、42 図書館利用案内(らぶつく+)、43 パスファインダー、69 実験室安全のためのマニュアル、88 評議会議事録 [令和3 (2021) 年度]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

＜現状＞

高知学園大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識や技術」「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-2、p.9）。その指標は全学及び各学科のアセスメント・ポリシー（提出-1、p.9・p.20・p.29）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-9）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめてクラス担任と学科長へ報告している。学科会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。特に、今後の卒業判定については、まず各学科で各卒業予定者の単位修得状況を軸に学習成果の獲得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握することとしている。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-33）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-34）。具体的には、まず各授業の最終回終了後にポータルサイトから学生が授業アンケートに回答し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ報告する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-12）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を教務課で閲覧することができることとしている。また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科の課題を具体化するよう取り組んでいる（備付-10）。このように、教員は学生による授業評価の結果を十分に認識している。複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

FD活動について、本学は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟し、研修プログラムに参加して教育力の開発と向上に努めている。学内でも、毎年度FDに関する研修会を実施している。また、感染防止のために令和3年度は実施できなかったものの、本学では教員相互による授業参観を実施し（備付-35）、授業に対するコメントを文書でもらうとともに（備付-36）、授業終了後には事後検討会を開催して、直接意見交換を行いながら授業・教育方法の改善を図ることとしている。この取組は、授

業担当者だけでなく、授業参観者も自身の授業改善に向けた糸口を得る機会である。事後検討会の概要は、所属学科のFD委員がまとめて教務課へ報告し、その報告書（備付-37）を教務課で閲覧することとしている。さらに、事後検討会終了後に授業担当教員が授業改善計画書をまとめて教務課へ提出し、授業改善の具体化とその内省に努めることとしている（備付-38）。このように、教員は授業参観も通じて授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図る体制を整備している。さらに、高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会を開催し、平素の取組を発表して教職員相互によるFD活動の充実に努めている（備付-10）。以上のことから、本学では大学設置基準第25条の3に基づいてFD活動を実施している。

各学科では、学科長とクラス担任を中心に、事業計画に基づいて各期の教育目的・目標の達成状況を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。特に、前年度に授業参観を担当した教員は、そこから改善した取組を公開授業として実践することとしている（備付-39）。この取組においても事後検討会を開催し（備付-41）、授業担当者と参観者が学び合うことで、PDCAサイクルが展開される体制を整備している。

他方、教育目的・到達目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が個別指導計画を検討している。このように、教員は各学生の内容を十分に把握し、履修及び卒業に向けた指導を行うなど、各学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

また、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第28条及び高知学園文書保存規程に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、シラバスの編集等教務全般の職務を通じて、直接的もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。学生支援課は、入学時から書類等で学生への直接対応も多く、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等や悩みがあればカウンセリングの窓口として受け入れを行い、学習意欲を喚起させるよう助言し、学生と係わり学習成果の獲得状況を把握しながら卒業に至るまで支援することとしている。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。その他、庶務課及び図書課の職員も教授会への出席や各種委員会の構成員及び事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び将来の卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献する体制を整備している。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

SD活動についても、本学では高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（以下、「SD委員会規程」と表記）を定め（備付-規程集36）、その規程に基づいてSD委員会を設置し、適切に行っている。特に、SPODなどが実施する研修会を中心に活動するなど、大学設置基準第42条の3に基づいてSD活動を実施することとして

いる。

本学の図書館には専任職員2名（司書2名）、非常勤職員1名、臨時職員1名の計4名が配置され、高知学園大学図書館規則に基づき、高知学園短期大学との共有施設として学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では高知学園大学図書館運営委員会規程に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議し推進している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している（電子書籍を含む）。

図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を1台配置しており、館内にある他の16台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内（備付-42）や学生生活と履修の手引き（提出-1）、パソコン内にある図書館利用案内（ファイル）等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務（Inter - Library - Loan : ILL）等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能な My Library が稼働し、より利用者の利便性が高まっている。

教育・研究に活用するために、CiNii Articles、JDreamⅢ、医中誌 Web、Medical Online、MEDLINE、CINAHL 等、各種データベースを導入している（備付-43）。これらの使用についての説明は入学時のオリエンテーションだけでなく、要望に応じて随時行っている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL により他大学との相互利用を実施している。また、高知学園短期大学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており、共有施設である本学としても高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取り寄せることが可能である。短期大学を含む過去3年間の学外からの図書借り受け冊数は、令和元年度13冊、令和2年度1冊、令和3年度6冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、令和元年度122件、令和2年度172件、令和3年度113件であった。また、令和元年度から継続して国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象館となっている。

図書の貸出期間は3週間であり、貸出冊数の制限は設けていない。夏期休業中等には、長期貸出を行い、学外実習期間中には8冊に限り貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本済雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生や教職員の目に触れるようにしている。図書館報「らぶつく」に掲載されている学生及び教職員の書評も書籍とともに展示し、学生や教職員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。特に、学生の興味や向学心に結びつけることを目的とし、各学科教員の著作物を展示している。教員も図書館や情報機器に関

して学科内で検討し、成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も高知学園大学図書館運営委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立てている。令和3年度は、「直木賞」「芥川賞」「本屋大賞」受賞作を1階閲覧室近くに配架して学生の目に触れるようにしたこともあり、文学作品の貸出が増加した。また、1階入り口付近には「レポートの書き方」に関する本を配架して、学生の学習の支援を行った。

情報収集ではインターネットを活用するケースが多いことから、学内LANを通じてインターネットやファイルサーバ上の情報にアクセスできる環境を整えている。学術情報データベースにも学内LAN経由で学内各所からアクセスすることができる。教職員全員にインターネット上で利用可能なメールアドレスを付与し、連絡・情報交換に活用している。各学科、各種委員会、事務組織別のメーリングリストも整備し、教育・学校運営双方で積極的に活用している。また、ポータルサイトの運用を開始し、学生への講義に関する連絡を、サイトを通して行うようにした(備付-5「ポータルサイト」)。なお、運用開始に先立っては「ポータルサイト説明資料(配付資料)」を用いて教職員に研修会を実施した。

各学科には、現代社会に対応できるようコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している(表Ⅱ-B-1-1)。語学教育では語学教育ソフトを用い、積極的に情報機器を授業に取り入れている。さらに、授業の予習復習やレポート作成の過程においてインターネットを用いた情報収集を行い、コンピュータを用いて提出用の資料作成をすることを広く行っている。また、専門的な事項について調査した内容をコンピュータ上でプレゼンテーション資料としてまとめ、教室で発表する形態の授業もあり、学生のコンピュータ活用が普及している。

図書館を利用して学術情報データベースを検索し、学術情報を基に進める形式の授業も展開されている。このため、本学ではパソコン実習室と図書館のコンピュータ利用環境を自習用にも提供している。この環境は学内LANで結ばれ、学生は自分自身の作成したデータやインターネット上の情報を活用することができる。これらの教育・学習を通じて学生の情報活用能力を高め、本学が示す学習成果を獲得するよう取り組んでいる。

教職員は、FD・SD研修会への参加、教職員間での情報交換、自身の研究活動等を通じて、コンピュータの利用技術向上に努めている。就職支援対策としても、就職に関する情報を学生へ連絡するポータルサイトを活用している。

表Ⅱ-B-1-1 各学科のコンピュータ・リテラシー科目

| 学科・専攻 | 科目名 | 区分 |
|--------|----------------|---------|
| 管理栄養学科 | 情報機器の活用と発信 | 教養・基礎科目 |
| | 情報機器とプレゼンテーション | 教養・基礎科目 |
| | 情報倫理 | 教養・基礎科目 |
| 臨床検査学科 | 情報機器の活用と発信 | 教養・基礎科目 |
| | 情報機器とプレゼンテーション | 教養・基礎科目 |
| | 情報倫理 | 教養・基礎科目 |

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して、人々の健康に貢献するために、医療や社会の様々なニーズに対応できる社会人となるため、「食・栄養に関わる専門的知識」「適切な情報発信」「課題解決能力」「コミュニケーション力」の獲得を基準として、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）で明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。教員は、各科目のシラバスで示した成績評価基準により学生成果の獲得状況を評価している。また、本学科は管理栄養士国家試験受験資格（管理栄養士免許取得）だけでなく、栄養教諭一種免許並びに中・高等学校教員免許（家庭）取得も可能である。そのため、履修単位数が多く、履修方法も複雑であることから、毎年度初めに詳細な履修登録のガイダンスを実施している。

クラス担任及び副担任が中心となって学生個々の履修状況を定期的に学生と確認し、検討の必要がある場合は学科会議等で情報共有し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、クラス担任及び副担任は学生からの欠席連絡や必要に応じて電子メールやポータルサイト、電話を通じて学生と連絡をとり、授業担当教員も含めた教員間で共有した授業への取り組み姿勢や理解度、出席状況等を把握している。そのうえで適宜個別面談や保護者面談を行っている。このように、学生の不安なことや生活面での心配事等も気軽に相談できる関係性を築き、学生の履修及び卒業と資格取得に向けた指導を行っている。

教員は、学生による授業アンケートの集計結果（備付-25）を自己分析（備付-34）し、学習意欲の向上につながる授業や教育方法の改善に取り組んでいる。また、全学で計画されている教員による授業参観や公開授業は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴って中止しているが、SPOD内講師派遣プログラムやFD・SD活動研究発表会への参加、学外研修受講報告書（備付-10、p.35～122）等で収集した情報等を共有し、授業担当者間での意思疎通や協力調整等を図り、授業改善に活用している。さらに、事業計画に基づいて定期的に教育目的の達成状況を把握し、そこでの評価に基づいて教育目的の達成をさらに高めるよう教育活動に取り組んでいる。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、すべての授業について、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）に記載している。また、教員は学生生活と履修の手引き（提出-1、p.32）に記載された本学科の学習成果査定の方針に基づく成績評価基準により学習成果を評価している。授業・実習中の学生の態度・反応やリフレクションシート、小テスト、質問・意見・感想カードなどにより授業内容の理解を確認し、学習成果の獲得状況を把握、学生の状況によってはクラス担任・副担任や学科長に報告し、必要に応じて個別面談を行うなど学生への支援を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。学生の学習成果については、教員は学科会議でその情報を共有し、学習成果の獲得状況を把握している（備付-89「臨床検査学科」）。毎学期末に行われる授業アンケートの結果（備付-32）に基づいて、教員は授業の改善すべき点などを分析・検討し、次年度の授業計画に反映し、授業改善を図っている（備付-38）。複数教員で行うオムニバス授業・実習では、授業担当者間での相互連絡、意思疎通をはかり、協力・調整がしっかり行われている。

本学科では、クラス担任・副担任を中心に、学年の前期・後期末に学生の学習到達度

を見極め、教育目的・目標の達成状況を把握している。学習や学校生活に悩む学生、問題を抱える学生、再履修の学生がいる場合、学科会議で話し合い、クラス担任・副担任が学生の生活状況を把握した上で個別指導・面談を行っている。さらに必要があれば、学生及び保護者との面談を行っている。また生活や心身に問題を抱える学生については、学生支援課やキャリアセンター、医務室職員、学科長と相談しつつ対応している。教員は、学生一人一人の状況を把握し、履修に係る指導を行い、その責任を果たしている。

本学科では、学習成果の獲得に向けて、教員は図書館などの施設設備及び学内 LAN などの技術基盤を有効に活用している。教員は図書館の利便性向上のため、図書館運営委員会を中心に提案などを行い、学生や教員からの図書館への要望や図書館購入希望の書籍や学術雑誌の選書審議などに参加している。教員は日常的に研究資料や講義資料作成のため図書館所蔵の書籍やインターネットを介して、情報収集を行っている。その際可能な限り原著や成書などにアクセスしている。シラバスに示すように情報端末やインターネットを活用する授業科目を開講している（提出-9）。電子メールシステムやポータルサイトを利用して、連絡・情報交換を行っている。クラス担任・副担任は学生からの欠席連絡を、各科目担当者は授業の出席状況等を電子メールで学科内に報告し、学習成果の獲得に向け活用している。教員はコンピュータの利用技術向上に努め、情報科目担当教員や情報管理職員に適宜相談し、コンピューターウイルス対策や安全性向上のための対策を適時施している。また、リモート会議、講習会、学会などオンラインで参加している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

<現状>

高知学園大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受け入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出-8、p.22～23）等で積極的に公表している。入学予定者を対象に設けられた合格者登校日では、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機付けを高めるよう取り組んでいる（備付-28）。4月初めに行われる新入生に対する大学全体のオリエンテーションでは、学生生活と履修の手引き（提出-1）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-29）。全体による説明後は学科別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。在学生に対しても、全学的には2月上旬と3月下旬にオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、学習に対する動機付けを高めることとしている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としては、シラバス（提出-9）や学生生活と履修の手引き、行事予定表（提出-10）や時間割表（提出-11）、実験室安全のためのマニュアル（備付-69）を発行・配付し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習

支援で重要な内容や日常の連絡事項については、ポータルサイトや学内掲示、印刷物等を利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習支援活動はキャリアセンター等においても取り組んでいる。また、学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程（備付・規程集17）に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度の早い学生や優秀な学生に対して、各学科でCAP制の内規第3条に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受け入れに関しては、高知学園大学外国人留学生規程に基づいて受け入れることとしている。受け入れに当たっては外国人留学生入学試験を制度化して対応している（提出-8、p.20）。また、高知学園大学外国人留学生授業料減免規程も整備して学習成果を高めるよう配慮している。なお、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があれば、その都度掲示を通して学生へ周知している。

FD委員会では、授業アンケートやGPAの分布状況等に基づいて考察し、全学及び各学科における学習支援方策を点検している。その一部は高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-10）でも公表され、他学科や短期大学の取組も参考に工夫を図るよう取り組んでいる。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置付け、第1期生卒業後より各学科また就職委員会や学生委員会で速やかに点検することとしている。

なお、編・転入学生は制度化していない。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、大学説明会やオープンキャンパスにおいて、大学案内（提出-2）や学生募集要項（提出-8）等を利用しながら本学科の教育目的や教育課程を周知している。その上で、入学後に学習成果の獲得が円滑に行えるよう、入学前に合格者の登校日を設定して学習の動機づけや心構え、入学前に準備すべき学習課題の提示を行う予定であったが、令和3年度は新型コロナ感染防止対策の観点から中止した。それに変わるものとして学習課題を郵送し学習を促した。特に令和3年度には、在学生の学習成果獲得状況を分析した上で、入学前の学習課題の改善を行った（備付-10、p.123）。

管理栄養学科では学習成果の獲得に向けて、入学時に全学及び学科のオリエンテーションを、学期ごとには学科のオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学科が示す学習成果獲得に向けた学習の方法や心構え、科目の選択と履修について、学生生活と履修の手引き（提出-1）やシラバス（提出-9）、時間割表（提出-11）を活用しながら具体的に説明している。また、クラス担任・副担任による個人面談を行い、学習面だけではなく、生活上の様々な相談等にも丁寧に対応している。各教員も、オフィスアワーを設定して、学生が相談しやすい体制を構築している。

基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、担任以外の教員も含めて授業

時間外での個別指導や補習を行い、学生の理解度や状況に応じた対応を行っている。また進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮については、管理栄養学科における CAP 制に関する内規に基づき、GPA が 2.5 以上の学生が CAP の年間 48 単位を超えて教育科目を履修できる体制を整備し、学習支援を行っている。また、将来の管理栄養士国家試験受験対策として、参考図書を紹介や学習方法を指導するなど、学習活動の発展に向けた個別支援を実施している。

学習成果の獲得状況については、GPA を中心に、履修科目の単位取得状況や模擬試験（当該年度に学習した科目に対する過去の国家試験問題）を指標として、学科教員で検討・点検している（備付-89「管理栄養学科」）。模擬試験については、その結果を掲示して公表し、学生が自分の学習成果獲得状況を把握し、動機づけを高める環境を整備している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、本学の教育目的に基づいた教育基本方針に従い、本学科の教育目的及び教育課程を、大学説明会やオープンキャンパスにおいて大学案内等を用いて、明確に説明し周知している。オープンキャンパスでは、教職員とともに在學生も参加し、実習実技の補助や案内を通して、本学の学生生活の一端が垣間見えるように工夫している。入学前には、合格者登校日を設定し、入学までに学習等の準備をするように促す予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、郵送により心構えや課題の配付を行った（備付-28）。入学後には、「基礎診断テスト」を行い、課題学習の成果を年度毎に検証している（備付-89「臨床検査学科」）。

入学時オリエンテーションでは、印刷資料を配付し、単位の修得方法や資格取得に必要な単位等の説明を行うとともに、クラス担任・副担任が個別相談に応じている（備付-29）。3年次の臨地実習に向けて、厚生労働省通達や当該医療機関からの求めに応じて、感染予防対策の一環としての予防接種・抗体価検査などを、1年次から説明し、2年次からは接種状況を随時確認している（備付-89「臨床検査学科」）。

クラス担任・副担任は、学習状況や生活上の悩み等に対応するために、随時個人面談を行うとともに、各学年の前期・後期に定期的な個人面談を行い、単位修得状況を確認し、学習成果の習得に向けた指導を行っている。特に年度末の在學生オリエンテーションでは、それまでの単位修得状況の点検、卒業要件や資格取得に必要な単位等の説明を行うとともに、健診業務に携って活躍している本学卒業生の講演を行うなど、将来の臨床検査技師国家試験受験と卒業後の社会生活に向けた動機付け・指導を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。

学習課題のある学生には、科目担当教員が対応するとともに、クラス担任・副担任に連絡し、学生への助言、連携指導している。必要に応じて保護者との面談も行っている。実習・実技科目では、実習終了後も空き時間を利用して、実習目標に到達するまで学習機会を与えている。学力向上を目指して自主的勉強会や個別学習の支援を行っている。科目担当教員は、学習上の質問や相談はオフィスアワー、適宜授業時間内に振り返りの時間を設け、助言と対応を行っている。進度の速い学生には、CAP 制に基づく履修登録上の上限を緩和し、本人の希望に基づく科目選択を勧めている。

学生の学習成果の獲得状況については、単位取得状況などを中心に、学科会議に諮り

全教員でその状況を点検・確認・共有している。また、学期毎に授業評価アンケート（備付-33）をとり、学生に学習活動に対する自己評価を促すとともに、各授業担当教員は自分自身の教育活動の評価として、改善点も含め活用している（備付-38）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<現状>

高知学園大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として高知学園大学学生委員会や高知学園大学カウンセリング委員会、高知学園大学倫理委員会を整備している。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科ではクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出-1、p.10）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。

学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では学生支援課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備や実施に取り組み、その支援は学生支援課と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている。そして平常時にはボランティア活動などへの取組も学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため、クラブ活動や学園祭、ボランティア活動はほとんど実施できていない。

学生の福利厚生面においては、食堂については学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成を委託業者と交渉し、令和2年度に引き続き令和3年度は感染防止対策を徹底した環境整備を行うなど、学生が安心・安全に利用できるよう努めた。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・ガーデンパラソル等を中庭に整備し、快適な環境の提供においても配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。女子学生を対象とした学生寮については北館と南館の2棟があり、学生の希望により部屋を選択できるようになっている。さらに、インターネット等の設備の充実も図り、学習環境も整備されている。学生寮は学園敷地内にあること、24時間体制で寮監・寮母が滞在し緊急時の対応も可能であることなど、環境及び安全面も万全である。寮については、運営やその他を審議する機関として教員と事務職員とで組織された白菊寮運営委員会を設けている。そして、学生寮以外で希望があれば下宿先の斡旋も行っている。以上の支援組織についても学生支援課が担当している。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、駐輪場は自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の指導を教務課が行っている。本学では学則第 44 条に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている（提出-4）。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 44 条第 4 項に基づき延納を認めることがある（提出-4）。教務課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセリング委員会が置かれ、学生が充実した生活を送れるよう支援する体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援を行っている。新入生は 4 月に健康診断を実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有・連携している。感染症の流行時期には、医務室前の掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。とくに新型コロナウイルス感染予防対策として、新型コロナウイルス感染に感染しない・させないことを目標に、「感染拡大防止対策について（教職員用・学生用）」を作成し感染予防のための教育を実施し、「健康管理チェック表（学生用、教員用）」などを用いて個々人が体調管理を徹底して実施すること、体調に異変が生じた学生・教職員に関しては、「新型コロナウイルス感染症対応連絡票」による情報の集約を行い、学生、教職員ともに一丸となり感染対策の徹底を行った（提出-25、備付-88）。また、他県との往来等、学生の行動把握や日頃の取り組みについて「新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート」を実施し、その結果を学科毎に集計し、日頃の意識向上や感染予防教育に活かしていった（提出-25、備付-88）。

学生は相談したい事案が生じた場合、トイレ等に設置している相談申込書に記載し、誰にも気付かれないように医務室前の申込ポストに投函できるシステムを整えている。

また、多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるよう高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程（備付-規程集 20）があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている（提出-1、p.49）。

学生生活に関する意見や要望については、授業アンケート（備付-25）の結果や直接受けた相談内容を中心に活用し対応策を検討している。平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を 2 ヶ所設置し学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考にして反映できるものは積極的に対応し、必要に応じて意見に対する回答を掲示するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生の学習及び生活支援に関する体制として、受け入れた際には当該学科の教員

及び教務課、学生支援課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応したりすることとしている。また、生活支援に関連して、本学では高知学園大学外国人留学生授業料減免規程を設け、授業料の30パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第6条の2、休学期間を学則第26条の1～3に定めている。社会人経験者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。また、8号館にはエレベーターを設置している。

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信し、奨励しているが、令和3年度は、感染防止のために月1回の周辺地域の近隣清掃（備付-1①）が主であった。今後は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加するよう促していく。これらの活動について、現行では教育科目の学習成績への評価とはならないが、将来的には高知学園短期大学と同様に同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することも計画している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

＜現状＞

高知学園大学では、就職支援のための教職員組織として就職委員会規程に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員が密に連携しながら進路支援を進めていくこととしている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意欲を高めるため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園大学キャリアセンター運営会議規程を定めて行っている。また、教育課程においても、両学科ではキャリア形成科目の区分を設けて、教養・基礎科目と専門科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

本学は令和2年度開学のため、就職に関する具体的な支援は今後の活動ではあるものの、就職支援のための施設整備は学生支援課が窓口となり、就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票もいつでも閲覧できるよう整理してファイリングしている。さらに、ポータルサイトで求人を公開することもできる。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握し相談にのりながら、学生が希望する就職先に進めるよう支援を進めている。

就職のための資格、国家試験受験資格を取得するために、教員が協力して演習、模擬試験等を実施して学生の学力を分析し対策を講じるよう、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たる計画を立てている。就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等できめ細かく指導する体制を整備している。また、学科によっては就職合同説明会を開催し、在学学生はキャリア教育の一環

として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像を知るなど、就職対策としての支援を行う計画をたてている。

就職に関する分析等については、第1期生卒業後に本格化する。ただし、高知学園短期大学で培ったノウハウを基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整えている。

進学、留学に対する支援について、今後は大学院進学等の情報も全学的に提供する予定である。担当事務は教務課であるが、各学科によって進学傾向が異なると予想されるため、各学科の教員も積極的に指導に当たる予定である。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善について、令和3年度は感染防止のために計画した授業参観と公開授業が実施できていないことから、各教員が責任をもって授業改善に努める環境構築が課題である。SD活動は教職員一体となったSD活動が課題である。

図書館では、令和3年度の利用状況を分析しながら、図書館をより活用してもらうための方策を検討・実施していく。また、コロナ禍であっても、学生図書館委員が何らかの活動ができるよう支援していくことも必要である。

令和3年度には、入学後に興味関心が薄れたり進路変更を希望したりする学生が少なかった。そのため、特に入学時の興味・関心を維持し向上することができる指導力の向上が教員に求められる。また、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては早めに把握し、その学生に合った学力向上の支援を個別的に考えること、また組織的な支援体制を構築していく必要がある。他方、進度の早い学生や成績が優秀な学生に対しても同様で、学生理解に基づく意欲と向上心を高める学習支援体制の確立が課題である。以上の状況に鑑み、各学科が示した入学者受け入れの方針と学習成果に基づいて、入学前の準備と入学後の学習に整合性と発展性を持たせる指導体制を強化し、高大接続のさらなる円滑化を推進することが課題である。

また、特に今後は新型コロナウイルス感染症のための失業等で、経済的に困窮している家庭が増加することが予測されることから、現在ある奨学金制度の活用に加え、学習の継続ができるための本学独自のシステムを整えていくことが必要である。

クラブ活動や学園祭、ボランティア活動についてはコロナ禍の影響で、ほとんど活動ができていない。コロナ禍の状態は今後もしばらく続くであろうことから、withコロナの時代に即した学生生活を豊かにするための方策や学生のメンタルヘルスを維持していくための取り組みを全学的に考えていくことが課題である。そしてこの状況を災害として捉え、「自助」「共助」「公助」の視点から、自分の命、他者の命を守るために、食・教育・医療の専門職としての自覚・自律を促すための教育を考えていく必要がある。

施設整備については、本学では障がい者が校舎間の移動や校舎内の上下階への移動が困難であるため徐々に整備を行っている。今後もバリアフリーの拡大整備を継続していく必要がある。

就職については、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けて教職員が一体となり進路支援体制を強化すること、さらに公務員・教員採用試験受験への支援の仕組みが課題である。

コンピュータ利用についても、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理に関する理解を深めなければならない。また学生支援において、ポータルサイトを活用しているが、学生が確実に情報を収集して実行に移すよう、その徹底を図ることも課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果の獲得状況が最大の課題となっている。とりわけ、GPAの状況より、成績評価が科目間で格差が大きいゆえに履修状況の個人差が大きくなっている。それは時間割編成にも影響を与えることから、学習成果獲得の段階性を保障する上でも、定められた期間で学習成果の獲得に向けて果たす責任のあり方を改めて認識するとともに、時期に応じたアセスメントとそれを対応させる指導方法の確立が急務となっている。本学科教員によるFDを中心とした研修への参加状況に課題が残されている。まずは、外部の研修へ自ら参加して視野を広げ、教育活動の工夫と改善の糸口を見出すことが必要である。

学生への生活支援においては、丁寧な対応を心がけているものの、少人数ながら退学者がいることを重く受け止め、対策を練り直さなければならない。管理栄養士免許取得に向け、改めて栄養学分野に関する魅力と誇りを感じながら、学習意欲の維持・向上を図っていくことが必要である。また、管理栄養士国家試験の合格に向けて、管理栄養士国家試験対策を担当する部会を中心に、学生への学習支援の成果を検証し、学習環境の整備等を充実させるよう検討することも課題である。

健康科学部臨床検査学科

科目担当教員は、学生による授業アンケートの結果を分析して、各自授業改善に努めているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため授業参観と公開授業が開催できなかった。今年度も引き続き、感染防止のため何らかの対策を取りつつ代替手段を考えなければならない。教員は、FD活動を通して教育力の開発と向上に努めているが、より一層の参加と実践活動が求められる。本学科のGPAや再履修率・休退学率などの分析も含め、本学部が令和2年度開学のため歴年の比較が難しい点もあるが、それらを今後の学習成果獲得への基礎資料とする必要がある。進展する医療技術に伴い、教授すべき臨床検査諸学は益々高度化している。それに伴う教育設備面で、新設学部として一定の設備は導入されたが、将来に向け計画的な整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学は令和2年度開学のため、就職状況の分析はまだ行っていない。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス、21 学校法人高知学園寄附行為
備付資料 9 ウェブサイト「大学教員一覧」、10 高知学園大学・高知学園短期大学
 FD・SD 活動報告書 [令和 3 (2021) 年度]、24 高知学園大学・高知学園短期大学
 ファクトブック 2021、34 授業アンケートに対する自己分析の報告資料、35 授業参観、37 事後検討会報告書、38 授業改善計画報告書、53 教員個人調書、54 過去 5 年間（平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度）の教育研究業績書、56 外部研究資金の獲得状況一覧表、58 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 3 (2021) 年度]、59 研究活動に関する書類①研究活動計画書、②業績報告書、60 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック、64 令和 4 年度予算要求資料の提出について、65 校地、校舎（図面）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

＜現状＞

高知学園大学では、大学設置基準第10条、第10条の2及び第13条、さらに各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和4年5月1日現在における本学の専任教員は教授22名、准教授7名、講師6名、助教3名の計38名である。大学設置基準第13条別表第一及び別表第二で定める教員数は34名、うち教授数は17名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。なお、本学は令和2年度に開学したことから、完成年度に至る期間は一部の教員が高知学園短期大学にも所属する形となる。

専任教員の職位は、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する内規を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置していることから（備付-53・54）、大学設置基準第14条、15条、16条、16条の2を満たしている。非常勤講師についても、高知学園大学非常勤講師規程を定め、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。補助教員を必要とする学科では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園大学人事委員会規程に基づいて人事委員会を開催し、そこで高知学園就業規則及び高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任の手続きに照らして検討している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科における令和 4 年 5 月 1 日現在の専任教員は、大学設置基準及び栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準、管理栄養士学校指定規則第 2 条に基づき、教育内容を担当する教員数及び有資格者に関する基準を満たした教授 11 名、准教授 4 名、講師 2 名の合計 17 名である（備付-53）。また、本学科では助手

高知学園大学

を5名（うち管理栄養士の免許を有する者4名）配置して、有効な教育課程の運用を勘案し、主に実験・実習科目の授業実施の際には必要に応じて関わることとしている。非常勤講師にあっては、担当科目に関する教育研究歴等の要件に基づき適正な審査を経て任用し、配置している。

本学科専任教員に関する学術情報と過去2年間の教育実績（本学における年間の授業担当コマ数）と研究業績や製作物発表の状況は以下の表の通りである。

| 氏名 | 職名 | 学位 | 教育実績・研究業績・製作物発表 |
|------------------|-----|--------------|------------------------------|
| 渡邊 慶子 | 教授 | 博士 (生活科学) | 教育実績：R2/0.1 R3/0.1 研究業績：有 |
| 近森 憲助 | 教授 | 医学博士 | 教育実績：R2/0.5 R3/0.5 研究業績：有 |
| 安房田 司郎 | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/1.8 R3/4.9 研究業績：無 |
| 松浦 喜美夫 | 教授 | 医学博士 | 教育実績：R2/1.6 R3/5.6 研究業績：有 |
| 川口 順子 | 教授 | 博士 (芸術工学) | 教育実績：R2/3.0 R3/6.5 研究業績：無 |
| 田邊 重任 | 教授 | 教育学士 | 教育実績：R2/0.1 R3/1.1 研究業績：有 |
| 吉村 幸雄 (R4～) | 教授 | 保健学博士 | 教育実績：－ 研究業績：有 |
| 田口 尚弘 | 教授 | 理学博士 | 教育実績：R2/3.5 R3/7.5 研究業績：有 |
| 太田 直也 | 教授 | 文学修士 | 教育実績：R2/6.0 R3/8.0 研究業績：有 |
| 吉村 斉 | 教授 | 博士 (教育学) | 教育実績：R2/2.0 R3/4.0 研究業績：有 |
| 宮本 恵美 | 教授 | 博士 (農学) | 教育実績：R2/5.0 R3/5.0 研究業績：有 |
| 荒木 裕子 | 准教授 | 博士 (健康科学) | 教育実績：R2/0.0 R3/1.0 研究業績：有 |
| 古屋 美知 | 准教授 | 修士 (生活科学) | 教育実績：R2/0.1 R3/5.1 研究業績：有 |
| 鈴木 寛之 | 准教授 | 博士 (理学) | 教育実績：R2/5.0 R3/8.0 研究業績：有 |
| 中野 政之 | 准教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/1.0 R3/4.0 研究業績：有 |
| 日比野 るり子 (R3～) | 講師 | 家政学士 | 教育実績：R3/0.0 研究業績：無 |
| 沼田 聡 (R3～) | 講師 | 博士 (学術) | 教育実績：R3/2.0 研究業績：有 |

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では教育課程編成・実施の方針に基づき、教授11名、准教授3名、講師4名、助教3名の合計21名の専任教員を配置している。大学設置基準第10条、第10条の2及び第13条で定める教員数は14名、うち教授数は7名であり本学科はこの基

高知学園大学

準を満たしている。臨床検査技師の業務経験5年以上の者は11名であり、臨床検査技師養成所ガイドラインの基準も満たしている。専任教員の職位は、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する内規等に基づいており、ウェブサイト（備付-9 ウェブサイト「大学教員一覧」）で公表している。非常勤講師も臨床検査学の専門分野に関する有職者を配置している。

| 氏名 | 職名 | 学位 | 教育実績・研究業績・製作物発表 |
|-----------------|-----|----------------|------------------------------|
| 富永 麻理 | 教授 | 医学博士 | 教育実績：R2/3.5 R3/3.9 研究業績：有 |
| 今井 正 | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/1.7 R3/9.8 研究業績：有 |
| 高岡 榮二 | 教授 | 修士 (理学) | 教育実績：R2/1.0 R3/5.0 研究業績：有 |
| 松崎 茂展 | 教授 | 工学博士 博士(医学) | 教育実績：R2/1.3 R3/5.3 研究業績：有 |
| 是永 正敬 | 教授 | 医学博士 | 教育実績：R2/0.0 R3/4.6 研究業績：有 |
| 佐藤 進一郎 (R3～) | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R3/5.7 研究業績：有 |
| 奥宮 敏可 (R3～) | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R3/3.2 研究業績：有 |
| 山中 茂雄 | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/0.9 R3/1.5 研究業績：有 |
| 森本 徳仁 | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/0.4 R3/5.9 研究業績：有 |
| 長沼 誠二 (R3～) | 教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R3/2.5 研究業績：無 |
| 村上 雅尚 | 教授 | 博士 (生命科学) | 教育実績：R2/1.0 R3/5.0 研究業績：有 |
| 森田 尚亨 | 准教授 | 修士 (理学) | 教育実績：R2/0.1 R3/7.1 研究業績：有 |
| 武市 和彦 | 准教授 | 農学士 | 教育実績：R2/0.0 R3/4.8 研究業績：有 |
| 小野川 雅英 | 准教授 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/1.7 R3/4.8 研究業績：有 |
| 森山 ゆり (R3～) | 講師 | 博士 (医学) | 教育実績：R3/2.0 研究業績：無 |
| 高橋 保 | 講師 | 学士 (保健衛生学) | 教育実績：R2/1.5 R3/1.5 研究業績：無 |
| 片岡 佐誉 | 講師 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/0.0 R3/0.0 研究業績：有 |
| 中村 泰子 | 講師 | 修士 (医科学) | 教育実績：R2/1.3 R3/8.2 研究業績：有 |
| 福永 佐枝 | 助教 | 修士 (医科学) | 教育実績：R2/2.0 R3/2.0 研究業績：無 |
| 松崎 梢 | 助教 | 博士 (医学) | 教育実績：R2/0.3 R3/4.8 研究業績：無 |

| | | | |
|-------|-----|-------------|------------------------------|
| 岩本 昌大 | 助 教 | 修士 (保健学) | 教育実績：R2/2.0 R3/3.8 研究業績：有 |
|-------|-----|-------------|------------------------------|

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-5「大学教員一覧」）。教育研究活動の状況については毎年度初めには各教員が研究活動計画書（備付-59①）を、年度末には当該年度の業績報告書（備付-59②）を提出し、その概要をウェブサイトで公開している。公開している教育研究活動は担当授業科目、学位、近年の主な研究業績、社会貢献等である。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学では、組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組に対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程、研究倫理申請について検討する高知学園大学研究倫理審査委員会規程を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園大学研究活動における不正防止計画、及び高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程を定め、高知学園大学研究倫理審査申請要項に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園大学の教員の資格に関する内規において研究活動の必要性を示している。また、研究費を予算編成の方針（備付-64）や旅費規程等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック（備付-40）を教職員へ配付し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園大学研究倫理審査委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有した上で研究倫理研修会を開催している。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握して推進している（備付-24）。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年1回発行している（備付-58）。編集は紀要編集委員会規程に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園大学紀要投稿規程、高

知学園大学紀要査読要領、高知学園大学紀要原稿執筆要領を定めて実施している。

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項を整備している。

本学のFD活動に関しては、学則第3条に基づいて高知学園大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程を整備してFD委員会を設置し、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。令和3年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによる研修会は、令和3年8月25日「ルーブリック作成入門」が高知リハビリテーション専門職大学主催で開催された。大学・短期大学を合わせた本学教職員の参加者数は26名であった（備付-10）。

教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針（備付-35）に基づいて実施することとしている。なお、令和3年度は、感染防止のために中止とした。方針では、授業参観終了後に当該学科のFD委員会委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行うこととしている。FD委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書（備付-22）としてまとめ、教務課に提出する。さらに、授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて授業改善計画報告書（備付-38）を教務課へ提出することとしている。以上の報告書は教務課内で閲覧することができるようにする。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施する体制も整備している。公開授業もFD委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」に基づいて実施し、その実施状況も高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書にまとめて公表している（備付-10）。公開授業の事後検討会報告書も教務課で閲覧することを可能にしている。なお、令和3年度は感染防止のため、当該教員による授業改善の自己分析報告を公開授業に替えてよいこととした。

令和3年度は、感染防止のために多くのFDに関する研修会が中止となった。その中で、オンラインによる受講可能な研修もあり、積極的に参加している。さらに、FDに関する研究活動も推進している。第4回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では1件の研究発表が行われ、日頃の授業改善や組織的活動を共有し合った（備付-10）。以上の活動を通して、本学は大学設置基準第25条の3に基づいてFD委員会規程を定め、多様なFD活動を適切に実施している。

関係部署との連携についても、専任教員は学科の枠を越えた授業参観や高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会等を通して、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携できる体制を整備している。FDとSDを総合的に検討する必要がある場合は、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程に基づいて大学と短期大学のFD委員会とSD委員会の合同会議を開催している。また、教職員がFDやSDに関する学外研修に参加した際には学外研修受講報告書を提出し、庶務

課で閲覧することができたり、内容によっては報告会を開催したりしている。さらに、学外研修受講報告書を高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書に転載して情報を発信するなど（備付-10）、多様な方法を通して共有し合えるよう取り組んでいる。このように、専任教員はFD委員会や各種委員会、事務組織や図書館と協調・連携して教育改善と教育力向上に努めている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、各教員が授業及び研究に関する活動に進んで取り組んでいる。これらの教育研究活動についてはウェブサイト（備付-54）等に公開している。令和3年度は、本学科の教員2名が科学研究費補助金を受けて研究活動を進めるとともに、5名が新規申請を行った。

それぞれの教員は、本学が定めた研究活動に関する規程や研究倫理に基づいて研究活動計画や報告書（備付-59①②）等を作成し、著作や論文の執筆や学会等での発表を行いながら個々の研究成果を社会へ広く還元している。第5回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では、1名が研究代表者として発表し（備付-10、p.24）、教育実践に関する分析の発表と議論を通じて他の教職員へ還元した。また、全教員に関わるFD活動では、学生からの授業アンケートを参考に授業改善を行っている。なお、授業参観については、新型コロナの感染拡大の影響を受けて中止となった。

なお、研究活動については、本学の研究倫理審査委員会規程及び研究に関する不正防止委員会規程等を遵守し、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース (eL CoRE)」あるいは科学技術振興機構「APRIN e-ラーニングプログラム (eAPRIN)」を受講して修了することを推進している。本学科では、令和3年度までに14名がeL CoREを修了している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、分野別に専任教員を配置し、研究活動に取り組んでおり、その内容は本学ウェブサイトで公開し（備付-9 ウェブサイト「大学教員一覧」）成果をあげている。令和3年度は、科学研究補助金申請に当たり、本学科の教員4名が応募したが、採択には至らなかった。3名は、前年度以前採択の科学研究費（基盤研究（C）2名、若手研究1名）を継続中である。専任教員が研究を進めるにあたり研究倫理を遵守できるよう日本学術振興会研究「倫理 e-ラーニングコース」を受講し修了することを勧め、15名が受講を完了した。また、研究活動には、本学の研究に関する不正防止委員会規程や研究倫理審査委員会規程を遵守している。学内の活動として第5回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で教員1名が報告した（備付-10）。また、担任制の教育効果をより発揮するため、担任1名、副担任2名の協働体制とし、業務の分担・効率化と指導力の向上を図った。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

高知学園大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めて

いる。さらに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、またキャリアセンターは高知学園大学キャリアセンター規程に、IR推進室は高知学園大学IR推進室規程に基づく体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長（配置している場合）、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有し事務を遂行している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取組を組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する会計規程、処務に関する高知学園文書取扱規程、高知学園公印取扱規程、高知学園文書保存規程等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、大学設置基準第42条の3に基づいて高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程を定め、SD委員会を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図ることとしている。また、学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科会議において所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている（備付・規程集5）。また、学生指導支援においても事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて設置した広報企画会議には教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行い、キャリアセンターでは学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に

行っている。]

<現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-41）やストレスチェック制度実施規程（内規）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

教員の採用、昇任は、高知学園大学の教員人事に関する規程、高知学園大学人事委員会規程、高知学園大学教員資格、高知学園大学教員資格に関する内規、高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数は大学設置基準を満たしている。ただし、開学2年目であることから、大学運営における役割分担と教員間の情報共有等をさらに強化することが課題である。今後は、学外実習先や就職先、関連団体等からの意見も参考に検討することが求められることから、学外との連携も強化することが課題である。

FD活動では、学生の学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、各教員の学生支援・指導力の向上が課題である。SD活動についても、教職員一体となったSD活動の向上が課題である。研究面においても、公的研究費の管理・監査のガイドラインが改正されたことから、学内における研究公正やコンプライアンスに関する啓発活動を推進しなければならない。

事務組織については、大学と短期大学を兼務して執行している現状に鑑み、完成年度に向けて人員の充実を図ることが課題である。

健康科学部管理栄養学科

今後は、教員の年齢構成のバランスを維持するため、完成年度後に退職が考えられる教員の補充に関する計画を具体化する必要がある。また、本学科の教員は FD 活動への参加が十分とはいえず、可能な場合に限っては参加の有益性が期待される研修と学内の業務の日程を調整する協力体制の構築も課題である。研究面については、研究倫理研修プログラムを修了していない教員が複数名いることから、研究倫理の重要性を認識する機会を設けた上で、科学研究費補助金など外部資金の申請や論文投稿、学会発表の積極的な取組等、学科所属の全教員が自己研鑽に努め継続した研究マインドを形成し向上させる雰囲気づくりが課題である。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、健康科学部臨床検査学科では、確実に研究業績を積むための教育研究体制を構築することが課題となっており、新設大学の関連学科を含めて合理的な学務分掌整備を図る必要がある。学科内・学科間の共同研究体制が進みつつあるが、まだ成果を出すには至っておらず、完成年度に向け、研究体制の充実、研究活動の活発化を図っていく。今後専任教員の十分な研究活動時間の確保に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

高知学園大学では、令和2年度から4年度にかけて副学長を設置していない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス

備付資料 61 火気取締責任者、62 防災マニュアル、65 校地、校舎（図面）、66 図書館に関する資料①図書館概要、②学外者のための利用案内、③ 図書館報（らぶっく）

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

高知学園大学の学生定員は520名である。ただし、令和2年度開学であることから、令和4年5月1日現在では第3学年までの学生が在籍している。本学の校地面積は高知学園短期大学との共用を含めて49,309平方メートルであることから、大学設置基準第34条の規定を満たしている。運動場用地についても、高知学園短期大学と高知リハビリテーション専門職大学との共用を含めて25,297平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、大学設置基準第35条の規定を満たしている。本学の校舎面積については17,841平方メートルであることから、大学設置基準第37条の2の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については617平方メートルである（備付-43）。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターも完備している。

また、大学設置基準第28条に基づいて講義室28室（うち高知学園短期大学との共有15室）、演習室13室、実験・実習室21室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室（高知学園短期大学との共有）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている（提出-1）。さらに、各学科では大学設置基準第40条等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付-78）。なお、本学は通

信による教育課程及び学科は設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

全学共通の施設として、本学では大学設置基準第38条に基づき、図書館を有している。本学の図書館は高知学園短期大学との共有で、面積は974平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置について配慮している（備付-66①②）。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供という従来からの機能に加え、学生が個人またはグループで必要な資料や情報を自由に検索・閲覧し、議論を含めた自主学習をする場の提供などの学習支援としての機能を充実させることを目指している。本学では、高知学園大学図書館運営委員会規程に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当たっては、高知学園大学図書館選書要領に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園大学図書館文献管理内規に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必須であった。密を避けるために座席を間引く、ついたてを設置する、毎日の消毒を徹底するといったハード面の対応と、ソフト面としては文献検索を行う利用者への支援として、「医中誌 Web」のリモートアクセス用臨時ID/パスワードの発行を継続した。また、学内でのみ利用可能であった Medical Online のプランを学外での利用、学内のみで閲覧可能であった電子書籍を学外でも読むための設定変更も継続した。

図書館では、図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶっく」を発行している（備付-66③）。「らぶっく」では、図書館における学習支援機能を紹介し、新着図書の情報を記載することなどにより利用促進につなげている。また、教職員と学生の書評を掲載し、読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

また、開館時間については、前期は8時30分から18時まで開館し、後期（10月1日）より国家試験受験対策として20時50分まで延長開館をしている。12月から2月末までの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っている。令和3年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和4年3月31日現在）

| | 種類 | 冊数等 |
|------------------|----------|--------------|
| 蔵書数 | 図書 | 3,597 冊 |
| | 雑誌（製本） | 624 冊 |
| 年間受入数 （令和3年度） | 図書 | 135 冊 |
| | 雑誌 | 55 種 |
| | 視聴覚資料 | 12 種 |
| 学術雑誌種類数 | | 165 種 |
| 視聴覚資料数 | DVDほか | 36 種 |
| AV設備 （短大と共有） | ビデオ視聴用機器 | 1 台 |
| | CD プレイヤー | パソコンで代用（16台） |
| パソコン | 蔵書検索専用 | 1 台 |

| | | |
|------------|-----|-------|
| (短大と共有) | 一般用 | 16 台 |
| 座席 (短大と共有) | | 134 席 |

表Ⅲ-B-1-2 図書館利用状況（令和2年度～令和3年度）（短大と合算）

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|
| 開館日数（日） | 242 | 257 |
| 入館者数（人） | 40,879 | 47,243 |
| 貸出冊数（冊） | 5,405 | 5,457 |

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、特に栄養士法施行規則第11条の管理栄養士養成施設の指定の基準にある教育上必要な実験・実習のための施設や機械及び器具の整備に努めている。生化学実験や基礎栄養学実験等を想定した化学系実験室、形態系実習室、生体防御実習室、食品学実習室、調理実習室、給食経営管理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室の整備充実をはじめ、食育 SAT システムやフードモデルの活用、各種検査用器具・機器類、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本や模型、給食の実践に即した授業を実施するための施設、設備も導入し、授業時の即戦力となるよう維持管理に努めている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、健康科学部臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、4年制大学発足に伴い新たに整備された講義室、学生実習室、実験室、ゼミ室等を活用している。必要機器も新規に導入し教育目的に沿った環境整備が整いつつある。また、臨床検査技師養成所ガイドラインで定められた教育上必要な機器・備品を整備し、活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-21）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については学校法人高知学園で会計規程を整備している。さらに、会計規程施行細則、物品管理要領、物品購入審査規程（内規）、高知学園購買事務処理規程等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-61）を指名し、防災に取り組んでいる。危機管理については高知学園大学危機管理規程を定めて対応している。本学独自の危機管理マニュアルはまだ作成されていないが、基本的には高知学園短期大学危機管理マニュアルを準用することとしている。災害時の対応についても、高知学園大学危機管理委員会規程、高知学園大学危機対策本部規程を定めて対応することと

している。さらに、災害対策については高知学園大学災害対策委員会規程に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-62）を作成している。火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年 2 回実施している。毎年 1 回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する学習会と避難訓練を実施している（備付-68）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。

コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策としては高知学園大学情報セキュリティポリシーに基づいて高知学園大学情報セキュリティ対策基準を定め、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。また、省エネルギー・省資源対策については、ゴミの分別や冷暖房の室温設定に加え、改修時に照明器具を LED に交換するなど、地球環境保全に配慮をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の障がい者への対応としては玄関口のスロープや車椅子用トイレのみであり、その拡充が課題である。また、機器・備品については開学に合わせて新規購入した物が多い中、短期大学時代から使用している物もあることから、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用することが求められる。

図書館については、学習支援の場であるラーニングコモンズの整備・拡充をはじめ、利用者目線に立ったさらなるサービスの向上が課題となる。また、学生を図書館に呼び込むための展示や企画を実施し、学習のためばかりでなく、憩いの場の提供もできるよう取り組まなければならない。加えて、コロナ禍における感染防止に徹底的に取り組み、安全・安心な環境を継続して整えていく。

危機管理対策についても、災害対策や情報漏洩に対する最善策の検討を継続する。特に、本学独自の危機管理マニュアルの作成が課題である。また、今後も施設・設備の改修等の際に導入していく。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策については、遠隔授業の実施に向けた対策が求められる。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、令和 4 年度から始まる臨地実習の事前事後指導とも関連させた教育活動の充実を目指して、より専門的な実験・実習が行えるよう、学生の動線を意識した教室・実習室内の既存物の配置等も含め、施設・設備の改修及び器具等の更新を計画的に推進していく必要がある。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の機器・備品については、令和 4 年度の臨床検査技師学校養成所ガイドラインの改正施行に向けた機器・備品の計画的な整備がされてきたが、耐用年数が過ぎた機器・備品を整理し、最新の医療、臨床検査に対応できる教育と研究を展開する必要がある。さらに、令和 4 年 4 月からの新カリキュラムに適応する機器・備品が新たに追加発表されたので、その整備も必要となり今後備えて準備している。

また、新校舎の 8 号館や生理系実習を行う 2 号館 4 階の実習室内における地震対策

については、具体的に検討をする必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス、25 教授会議事録[令和3(2021)年度]

備付資料 70 学内LANの敷設状況、71 パソコン教室平面図、

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

高知学園大学は、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の向上・充実を図るため、計画的な整備に努めている。全学共通の学生用コンピュータ環境に関しては高知学園大学情報企画委員会規程に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。各教員のパソコンは教員の研究費や学科としての備品予算で個別に整備している。学生に対しては全学科で情報科学に関する授業を開講し情報技術の向上に努めている。このように、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

令和3年4月からは、全教職員および全学生、および共有パソコン（パソコン実習室、図書館、学科所有のパソコン）にライセンスを付与する形でOffice365を導入した。学内すべてのパソコンで共通のソフトを使えるようにして利便性を高めた。例えば、オンライン授業や教授会等の会議にはTeamsを利用するようになった。メールソフトもOutlookに変更された。ライセンスは1人につきパソコン、タブレット、スマートフォンそれぞれ5台まで付与されるので、個人所有の端末も共通のOfficeが使えるし、新たに端末を購入する際にはOfficeなしで購入できるのでより経済的にもなった。

また、学生の就職支援のためにポータルサイトを活用して、学生支援を充実させるために活用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。学生はパソコン実習室、図書館、学生支援課、専攻科室等のパソコン端末から、さまざまな情報検索を行うことができ、教科の学習、課題の作成、研究活動、図書検索、就職活動等に活用している。

学内には、光ファイバーによる1000MbpsのLAN幹線が整備され、ほぼ全ての研究室・教室・実習室に100MbpsのイーサネットLANコネクタを提供している(備付-48)。この形態の学内有線LANにより、パソコン実習室、図書館、研究室、学内サーバ群、

インターネットが相互に接続しており、教育に必要な学内LANを整備している。授業においても、教員は研修会等で身につけた情報技術を活用して、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報技術の向上と活用に努めている。学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナーやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46台である（備付-71）。令和3年4月には実習室にあるすべてのパソコンを新調した。さらにPC教育システムを新たに導入して情報教育の充実を図った。

なお、新型コロナウイルス禍における授業の対処の一環として、令和2年度に講義録画システムを導入している。カメラは固定用と移動用の2種類あり、前者は講義室での録画を、後者は実験室での講義及び実演を録画するものである。録画したデータを学生に閲覧してもらうことで、やむを得ず登校できなかったときの教育の質の保障を確保するようにした。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育課程の編成及び実施の方針に基づき、学生が高次の学習成果を獲得できる実験・実習室及び機器・備品類の整備・更新に努めている。管理栄養士及び栄養教諭の職場においては、その職能として高い情報処理力やプレゼンテーション力が求められるために、教養・基礎科目でパソコン実習室を用いた「情報機器とプレゼンテーション」をし、選択科目としても「情報機器の活用と発信」、「情報倫理」を選択科目におき、基本的な技術を習得させ、各専門科目に即応した情報技術力の向上に努めている。また、3年次の臨床栄養学実習や給食経営管理実習においては、経験豊富な教員が加わり病態に応じた栄養管理方法や温冷配膳車を活用するなど適正で安全な食事提供を行う実践に即した指導を行う。さらに、4年次における卒業研修に向けた技術的資源の整備に関する検討も進めている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報系教員及び職員による支援のもとで技術的資源を整備し学習成果の獲得に努めている。共同利用可能な機器・備品は各教員間で情報を交換し機器を共有している。4年制大学設置に伴い、新たに機器・備品の整備がされた。新校舎の8号館には、LANシステムが導入され、活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教育効果の向上を図るため、視聴覚機材を活用した授業の展開例の拡充、ICT技術の基礎学力定着への活用環境とコンテンツの構築が課題となる。令和3年度に全学的にOffice365を導入したが、この機能を生かしつつ教育や学内業務のさらなる充実を図る必要がある。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学生の専門知識の定着のため、在学生オリエンテーションの機会を利用して、前年度までに履修した管理栄養士国家試験関連科目の内容に関する模擬試験を独自に実施し、既習の学習内容に対する一層の深化と今後の学習の取組方に

について考える機会を設けている。この模擬試験対策を授業時間以外の学習活動の一つとして学生が主体的に進める機会となるよう、学生の自主学習教材の活用を含めた学習の支援も検討していくことが必要である。

健康科学部臨床検査学科

共同利用可能な機器・備品の使用については、操作マニュアル、点検マニュアルの整備が必要である。新型コロナウイルス感染拡大下における授業・実習の実施については、デジタル技術を活用した遠隔授業のための機器（カメラ・音声機器など）や技術面・教育面の体制の整備をする必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 14 計算書類等の概要（過去5年間）、17 事業計画書／収支予算書、18 理事会議事録 [令和元（2019）年度]、19 理事会議事録 [令和2（2020）年度]、20 理事会議事録 [令和3（2021）年度]、22 財務計画、26 評議員会議事録 [令和元（2019）年度]、27 評議員会議事録 [令和2（2020）年度]、28 評議員会議事録 [令和3（2021）年度]

備付資料 9 ウェブサイト「情報の公表」、53 教員個人調書、55 専任教員年齢構成表、56 外部研究資金の獲得状況一覧表、73 財務情報 [平成 29（2017）年度] ①財産目録、②財務比率比較、74 財務情報 [平成 30（2018）年度] ①財産目録、②財務比率比較、75 財務情報 [令和元（2019）年度] ①財産目録、②財務比率比較、76 財務情報 [令和 2（2020）年度] ①財産目録、②財務比率比較、77 財務情報 [令和 3（2021）年度] ①財産目録、②財務比率比較、55 固定資産台帳及び備品台帳、

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

高知学園大学における資金収支及び事業活動収支は、令和元年度以降、支出超過であった（提出-14）。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、完成年度を迎えるまでに特定資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返還し、健全に推移するよう取り組んでいる。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体では、5ヵ年計画として財務計画（提出-22）を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金

等は退職手当に関する規程に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率について、令和 2 年度以降、財務計画の下で大学は決算ベースで 70.3 パーセント～30.6 パーセントであり、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付-73②・74②・75②・76②・77②）。本学園では公認会計士 6 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率は令和 2 年度が 86.9 パーセントである。また、収容定員充足率も、1 期生のみであることから、86.9 パーセントである。令和 2 年度、令和 3 年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ -149.2 パーセント、-25.3 パーセントで、事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるよう管理していくこととしている。

学校法人高知学園及び高知学園大学は、中・長期計画として財務計画（提出-22）に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で（提出-17）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（提出-18～20）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-14；備付-73①②・74①②・75①②・76①②・77①②）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-78）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意] 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<現状>

高知学園大学の将来像は、今後も「平和と友愛」に貢献できる専門職者を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園短期大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学として医療に貢献する免許・資格を取得できる学科・専攻を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が掲げる日本一の健康長寿県構想に寄与する人材を輩出するためには、高知県外に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門職者を育成し、将来にわたって高知県の健康増進に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。

一方、高知学園短期大学から継承される伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の申請及び採択件数が伸びていない点に弱みを感じている（備付-37）。

本学が開学した令和2年度の経常収支差額比率は-155.5パーセント、令和3年度は-34.9パーセントであり（提出-14）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取組を中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、入学定員確保と中途退学防止が挙げられる。令和2年度入学生については、令和元年11月に大学設置の認可を受けた後に学生募集活動を開始したことから、従来の活動とは異なる面が多々あったことを分析し、入学試験募集委員会と学生支援課を中心として活動方法の工夫を図っている。そして、入学生に対して、本学では各学科と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して「学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進」、「教員の指導力の向上」、「中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実」、「学科の全教員の共通理解に基づく指導」、「経済的困難学生に対する相談体制の充実」等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-53・55）。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒヤリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

現在の本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれているとはい

難い。この状況は、完成年度を迎えるまで続いていくと予想される。なお、財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開し、本学のウェブサイト（備付-9「情報の公表」）からも閲覧することができる。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告することとし、危機意識の共有ができるよう取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

開学以来、科学研究費補助金への申請を推進するよう組織的に取り組み、令和4年度への申請件数は10件（基盤研究（C）6件、挑戦的研究（萌芽）2件、若手研究1件、研究成果公開促進費（学術図書）1件）となっている。このうち、基盤研究（C）2件が採択となった。今後も申請の推進を促していくことで研究活動の底上げを検討することが課題となった。

一方、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善に課題を残している。特に、コロナ禍にあっての学生募集計画については、その方策等の見直しを図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学は令和2年度開学のため、在籍する学生は1～2学年のみのである。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

「人的資源」に関して、高知学園短期大学として受審した前回の認証評価（令和元年度）では、組織的研究の推進を改善計画として挙げていた。本学と組織体制が異なるものの、学内教員による組織的な研究計画も提出されている。今後もこれらの充実を図っていく。また「物的資源」に関しては、情報管理の向上を挙げていた。セキュリティ対策としてパスワードの更新を進めている。さらに「技術的資源をはじめとする教育資源」に関しては、大学設置において多くの機器備品を整備した。それゆえ、教育効果の向上を目指して、有効に活用していかなければならない。「財的資源」については、入学定員充足の強化が喫緊の課題であり、学生募集活動の工夫を図る。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「人的資源」に関しては、大学開学に伴い、科学研究費補助金等外部資金申請数が高知学園短期大学時代よりも増加した。しかし、教員規模に鑑みると、まだ物足りない状況である。積極的に申請するよう研究活動を推進していく。

また「物的資源」に関しては、感染防止に伴う休校措置など非常時に対応できるよう、遠隔授業の実施に必要な施設設備と学生が受講できる環境構築の支援を推進する。令和3年度に Office365 を全学的に導入して、Teams による同時双方向型の授業（オンライン授業；リアルタイムに音声や動画で双方向のやりとりをする授業）をできるようにした。今後は ICT 環境の整備を行いつつ、オンライン授業の充実を図っていきたい。

「財的資源」については、入学定員充足を果たすとともに、学年が進行するにつれて定員を充足することができるよう、高等学校側との連携も強化し、また本学及び各学科の魅力となる強みを具体化して発信するよう、学生募集活動を工夫する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 3 ウェブサイト「財務情報」、4 学則、18 理事会議事録 [令和元(2019)年度]、19 理事会議事録 [令和2(2020)年度]、20 理事会議事録 [令和3(2021)年度]、21 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 79 理事長の履歴書、65 高知学園のSDGs取組宣言

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた(備付-79)。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為(提出-21)第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。また、寄附行為第13条第3項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して2月を超えて開催したが、これは緊急措置によるものである。事業報告と財務情報(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等)は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイトで公開している(提出-3)。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、令和元年度認証評価の訪問調査においても適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され(提出-18~20)、情報の

伝達は円滑に行われている。関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則、高知学園大学学則（提出-4）、組織規程、高知学園就業規則等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-83）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

学校法人高知学園では、平成31年度に高知リハビリテーション専門職大学、令和2年度には高知学園大学が開学している。そのため、今後も理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、4 学則、23 教授会議事録 [令和元（2021）年度]、24 教授会議事録 [令和2（2022）年度]、25 教授会議事録 [令和3（2022）年度]

備付資料 84 学長の履歴書、86 各種委員会の開催実績、88 評議会議事録 [令和3（2021）年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

高知学園大学学長は、長年にわたる教育研究活動の経験や国際的研究の蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。また、その間の管理職の経験で得られた大学運営に関する見識に基づき（備付-84）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、大学設置基準第13条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、

教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-4）第55条に基づいて高知学園大学懲戒規程（備付-3）を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則及び学務分掌（提出-25、令和3年4月1日）に基づいて統督している。

学長は、高知学園大学学長選考規程に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、評議員会及び大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園大学教授会規程に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第41条に定めるとともに教授会に周知している。なお、本学教授会は、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程に基づく短期大学との合同教授会として、毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-1、p.8～9）については評議会で検討した上、教授会で審議していることから（備付-88、提出-25）、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

教授会における全ての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（提出-23～25）。また、学長は高知学園大学評議会規程に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-88）。なお、本学評議会も、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程に基づく短期大学との合同評議会として開催している。評議会は高知学園大学個人情報保護委員会、高知学園大学学科改革検討会議、高知学園大学医療事故等対策会議、高知学園大学地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（備付-規程集6・7・8・9・70）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-86）。委員会での検討結果が学則第14条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程に基づき、各学科等に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学は、令和2年度に開学したばかりである。それゆえ、学科によっては四年制大学と短期大学における教育活動を並行している。それぞれの役割を確認しながら、本学

の学科の前身である短期大学の学科・専攻の使命を確実に果たして、本学の教育へ引き継ぐよう取り組んでいく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

本学学長は、高知学園短期大学の学長も兼任している。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料 18 学校法人高知学園寄附行為、26 理事会議事録[令和元(2019)年度]、27 評議員会議事録 [令和2(2020)年度]、28 評議員会議事録 [令和3(2021)年度]

備付資料 9 ウェブサイト「情報の公表」、73 財務情報④監査報告書[平成29(2017)年度]、74 財務情報④監査報告書 [平成30(2018)年度]、75 財務情報「監査報告書」 [令和元(2019)年度]、76 財務情報「監査報告書」 [令和2(2020)年度]、77 財務情報④監査報告書 [令和3(2021)年度]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

＜現状＞

監事は、学校法人高知学園寄附行為(提出-18)第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている(提出-26～28)。また、会計規程第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、5月末日までに理事会と評議員会に提出している(備付-73④・74④・75④・76④・77④)。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。

内部監査室については、学校法人高知学園組織規程第2に基づき設置し、適宜監査事務を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。]

＜現状＞

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為(提出-18)第20条で定めている。また、寄附行為第5条第1項では理事の定数を10名と定め、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し(備付-64)、寄附行為に基づいて開催している(提出-26～28)。さらに、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

＜現状＞

高知学園大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、ウェブサイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第 47 条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開し、本学ウェブサイトからも閲覧することができるようにしている（以上、備付-5「情報の公表」）。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、引き続き理解しやすい学校会計報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を向上させることが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

高知学園大学は令和 2 年度開学のため、認証評価は未受審である。ただし、設置されている学科の前身に当たる高知学園短期大学の前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。高知学園大学開学後、任期満了に伴って新たに着任した理事長も、より大きくなった組織内連携の強化に努めている。学長も、令和 2 年度の着任後、高知学園短期大学と連携しながら、建学の精神に基づく教育研究活動の充実を図るため、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人及び本学は社会情勢の変化に応じた教育環境を整備する。創立120年を超える高知学園は、相次ぐ改革に伴い、組織が拡大した。それゆえ、法人内の各学校がいっそう連携して取り組みながら、地域貢献を果たす新たな学園づくりに努めていく。特に子どもたちを中心とした教育で特色を示すべく、「安全・安心な教育の場づくり（学園の杜）」、「人づくりの実践（自立・創造、地域活躍）」、「教育の質を高める（学習・研究）」、「学びの喜び、スポーツ、探究、心の教育」をキーワードに掲げ、魅力ある学校、選ばれる学校、誇れる学校の実現に取り組む。

高知学園大学として、「学長のリーダーシップ」の下で教育、研究、地域貢献の役割を担っていく。近年、大学は「どういうことに役立つ人を育てたか」が評価される点を重視しながら、教育研究活動を推進することが不可欠となっている。具体的には、学生の満足度を向上させることが必要である。そのためには、教育と研究の中心に学生を置き、受講している授業が学生にとって意味のあるものにするのを教員が自覚しなければならない。つまり、教員の当事者意識の向上である。例えば、教員の教育研究活動が高知学園の状況とどのように関わっていくのかを意識して取り組むなどである。

このことが、本学の評判や募集活動に関わる大きな課題になっていく。学生の定員充足が最優先すべき課題であることから、特に学生が理解できる教員の授業力の向上を図るべく、FD活動の活性化はもちろん、教職員全体がSD活動に参加して大学運営に必要な基礎に関する理解を深めるよう取り組んでいく。あわせて、就職支援活動も展開させなければならない。1期生卒業時に備えて、新たな就職先の開拓に着手することが求められる。

さらに、これらの基盤として、安全・安心な教育・学習・研究環境を再度整備することが求められる。不安を抱えたままでは、学生も安心することができず、学習活動に専念できない。以上の積み重ねによって、「入れる」から「入りたい」大学、地域から頼りにされる大学、誇りがもてる大学を実現していく。

また、各教員の研究活動推進だけでなく、健康教育をテーマに異分野を横断して多角的に健康教育に関する研究を深める体制を検討する。その他のテーマについても、学科の枠を超えた新たな研究分野の開発が実現するよう支援する。

コロナ対策に関しても、大学として感染防止の対策をとることはもちろん、教職員も学生も自ら対策ができるよう心がける施策を講じる。また、IT整備進行と感染状況によっては遠隔授業も取り入れる。具体的には、新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを編成し、ガイドラインづくりプロジェクト、教育の継続保障プロジェクト、教務・実習対応プロジェクトの3種類が連携を図りながら、取り組んでいく。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。特に近年は、複数の大学開学に伴い、学校法人の組織も複雑となっている。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、さらなる工夫を図って取り組んでいく。